

平成24年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年3月19日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	延会	平成24年3月19日 午後5時6分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	欠	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	徳永 賢治
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	西田 茂
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	坂本 健二	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	坂口 典子
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	三根 清和
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	田中 明	茶業振興課長	松尾 保幸
	総務課長	小野 彰一	建設・新幹線課長	
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長	宮崎 繁利	水道課長	山口 健一郎
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成24年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年3月19日（月）

本会議第7日目

午前10時 開議

日程第1 議案質疑

議案第24号 平成24年度嬉野市一般会計予算

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

おはようございます。連日大変お疲れさまでございます。本日は田中政司議員が遅刻であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

山口要議員から、3月15日の会議における発言について、不適切な発言があったために取り消したいとの申し出があります。山口議員。

○17番（山口 要君）

先般の15日に開催されました議案質疑におきまして、ふるさと応援寄附金の質疑の中で、9者に対する特典と言うべきところを、（発言）という非常に不適切な発言で表現したことにつきまして、その発言を取り消したいと思っております。この発言によって、過去、寄附をしていただきました皆様方に不愉快な思いを与えたことに、改めて深くおわびを申し上げたいと思っております。さらには、議会改革に取り組んでいる本市議会において、見識ある発言、行動というものが求められ、加えてユーストリームにおいて全国に発信される中で、このような発言になったことに、おのれの甘さ、非を恥じ、議員の皆様方、さらには執行部の皆様方にも深くおわびを申し上げておきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。山口要議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

それでは、本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

先日に引き続き、議案第24号 平成24年度嬉野市一般会計予算についての質疑を行います。歳出137ページから156ページまで、第3款．民生費について質疑を行います。

1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

13節. 委託料について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、138ページ、民生費についてお尋ねをしたいと思います。

今回、委託料の中に、福祉避難所設置運營業務ということで、1,000円の科目存置が講じられております。全体的な説明の中では、2施設に指定をするということでございます。この3月の定例会が終了後、この予算が通れば提携をするというふうなことで、御答弁をいただいたわけなんですけれども、この内容について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この福祉避難所設置運營業務でございますけれども、これは大きな災害を想定しております。その大きな災害時に、学校とか公民館等に避難をいたしますが、避難者の中でも高齢者や障害者の方、特に配慮を必要とする方につきまして、避難する場所を確保するものでございまして、福祉避難所として位置づけをいたしております。

その中で今回、済昭園さん、それから特養うれしのさんをお願いをいたしまして、そういった障害者の方、高齢者の方、特に配慮を要する方の受け入れをお願いするものです。

そして、ここで科目存置として1,000円計上いたしておりますが、これにつきましては、通常の火災とかではなく、ある程度大きな災害で、たくさんの避難者の保護を要する場合に考えております。そういう中で、大きな災害が発生した場合は、改めてまた災害予算等を組むわけですが、その際に主に計上をさせていただきたいと思っております。ここで通年で毎年100万円とか予算計上すると、未執行の形で繰り越すことも発生されますので、貴重な財源ですので、災害が発生したときに予算を計上させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

科目存置の1,000円計上につきましては、理解をするところでございます。そういう中で、今、大きな災害時について、2施設で受け入れをしていただくということで御説明を受けたわけなんですけれども、この委託料の内訳として、どういうところまでが委託料の中身として考えていらっしゃるのか。そのあたりについて、仮に大きな災害があった場合に、今、課長が答弁なされたように、高齢者であるとか障害者の方を、この2法人のところにお預けをすると、そうなったときの委託料の細目として、どういうものが適用になって、予算を執行

されていくのか、このあたりについての考え方はどうなっているのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

委託料につきましては、介護員人件費、大体1時間当たり1,000円、それから夜勤の場合、夜勤が時間当たり1,500円、それから宿直、これが1回5,000円、それから食費関係といたしまして、朝食380円、昼食、夕食500円の額としてお願いをする予定であります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

中身については、ある程度理解をしたところですが、そしたら、財源として、大きな災害があった場合に、これは市単独ということと考えていいのか、あるいは、とりあえずは市単独で出しておいて、最終的には国とか、あるいは県のほうから、この財源についての結局措置関係が、今のところ決まっているのか決まっていないのか、そのあたりの今の情報というものをお聞かせ願いたいと思いますし、今後こういうふうなときがあった場合、これだけの中身だけでいいのかということですよ。実際的に、今現在、東日本大震災ということで、この1年間の中でいろんな事例が発生しているものとは思いますが、そのあたりの中身を十分検討された中で、今言われた分の手当の分ですよ。1時間当たりとか、宿泊、あるいは食事について言われたわけですが、それ以外の、極端に言ったら、ほかの、ここの中に出てきますけれども、おむつの問題であるとか、あるいはそういうふうな介護用品の備品関係とか、そういうものについては今のところ考えられていないのか、そういうことについて、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

災害の程度によるかと思いますが、国、県の補助対象になるようであれば、当然そちらのほうに乗せていきたいというふうに考えます。ただ、どうしてももう国、県の補助に採択されない場合、これは市の単独として行う必要があるかと思いますが。

それと、おむつ等の消耗品関係ですけれども、これは様子を見ながら、高齢者の個人個人の状況によって、必要なものが違ってくるかと思われしますが、ある程度の消耗品、これも発生して、補助する必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

ちょっと背景について、少しだけ補足をさせていただきたいと思いますが、この福祉避難所という概念が出ているのは、阪神・淡路後のことなんですけれども、大規模災害救助研究会報告書というのが平成13年に出ています。その中で福祉避難所という言葉が出ておりますけれども、そして、その後、平成20年6月に福祉避難所設置運営に関するガイドラインというのが示されておりますので、それにのっとった形で運営をしていくと、そういうことがあった場合はなるかと思えます。

○議長（太田重喜君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

通告についての3点については、今、神近議員の質問ですべてお答えをいただきましたので、大体わかりましたが、先週からの議案質疑で、山口要議員からしばしば鋭い指摘がありました。新規事業なのに、主要な説明にないと。様式2については、済昭園、特養うれしのについての科目存置の説明がありましたが、これだけ込み入った説明なのに、なぜ新規事業の説明がなかったのか、その点が1点。

それから、予定してある特養うれしの、それから済昭園については事前協議がされているのか。この2点をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

大変申しわけございませんが、主要事業に上げるべきと思っております。今回漏れてしまったところです。以後注意をしたいと思います。こういう大きな新規事業ですね、これについては今後上げていくということで、御容赦をお願いしたいと思います。

それから、事前協議につきましてでございますけれども、昨年から、もう早い段階から、5月、6月ぐらいから準備を進めておまして、そういう中で、2事業所と何回も協議を進めさせていただいております中で、2事業所からも了解をいただいて、今回の運びとなったところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それで、2事業所ということが、今答弁でありました塩田地区、嬉野地区でそれぞれ1カ所ずつというふうに理解ができますが、例えば、ここの指定された避難所までの、何というんですか、搬送というんですか、対象者に対するそういう搬送関係はどのようにされていますか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この災害というのが、大きな災害を想定いたしたところですが、そういう中で搬送方法につきましても、消防署の救急車あたりですね、それから、各自が家族とかでその施設まで来られるか、あるいは市の福祉課あたりでそういうふうなお手伝いができるか、非常にまだ未確定のところがございます。これは今後研究していく必要があるというふうに考えております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

それでは、19節、負担金、補助及び交付金について、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じく138ページの19節、補助金のところで、嬉野市シルバー人材センターに今回新たに120万円の補助金が出されるようになりました。この点について、補助金を出すようになった背景として、どのような形の中で対象となったのか、そして、その120万円という補助金の、額の決定に至ることの理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

嬉野市シルバー人材センターへの補助金でございますけれども、この嬉野市シルバー人材センターは昨年12月に法人化をされております。その中で、国の制度といたしまして、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用を受けるようになります。この法律の適用を受けますと、高年齢者就業機会確保事業費等補助金の交付対象ということになりまして、市の裁量によりまして補助金を交付できるような制度というふうになります。

そういう中で、この額につきましては、平成21年度までは、お勤めされた方の報酬から10%が事務費として納入されておりましたが、平成22年度から15%を事務費として納入しなければならないようになったわけです。そういう中で、勤労された方が報酬の中から10%が

15%に事務費が引き上げられたということに伴いまして、その5%相当分について補助をしようというものです。この補助の額につきましては、予算の範囲内ですけれども、国は市と同額を補助するということになります。この法人の場合、限度が560万円までですけれども、その限度内で補助金の交付対象となるわけですが、その5%の額というのが、大体こちらの計算では270万円ぐらいになるのではないかと思います。そこで、市が120万円、あと国からの120万円相当の補助ですか、これを受けまして5%の事務費カットが可能になるのではないかというふうに考えて、確定をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

背景については今御説明を受けて、おおむね理解をしたところでございますが、その事務費の金額というところで、ある程度精査、あるいは調査もされたとは思いますが、今言われた560万円ですかね、この点について、本当にそれだけの事務の費用がかかっているかどうかということについて、調査、今言ったように、されたと思うんですが、その点についてはどうなのかということですよ。

それから、以前このシルバー人材センターの内情の中で、しばらくトラブル等があったとかいうふうなお話も聞いておったわけですよ、事務局さんと。あるいは先ほど5%増になったというところから、いろんな問題点が出たのかもわかりませんが、そういうふうなお話も聞いておったものですから、実情として、シルバーのですよ、高齢者の方が元気で働ける場所の提供ということについては、私は十分理解もしますし、できればこういう制度がもっと広がればいいなという気持ちはあるんですが、要は、そのあたりのトラブル関係というものについては、もう今までに解消されているのかどうか、そして、560万円の事務費の算定について、間違いはないのかということについては再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

事務費についてでございます。この事務費、議員発言されました560万円というのは、国の補助額の限度額です。限度額ですけれども、例えば今回の場合、市のほうは120万円の補助をするわけですが、国のほうも市と同額の120万円の補助というふうになります。

次が、トラブル関係でございますけれども、議員おっしゃったとおり、私もそのお話を若干聞いたことありまして、今回5%の削減ができるようになったことで解決できればというふうに考えます。

それと、この事務費の精査、これにつきましては、事業所のほうから決算書を取り寄せまして、その中身を吟味いたしております。その中で、やっぱり5%のところは非常に補助してやる必要が認められるのではないかというふうに判断をいたしたところです。

それから、他の事務費については、通常必要な額で執行がされているというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ある程度中身については理解をしたところでございますが、今回そしたら、法人化ということで1つの事業所扱いになったわけですよ、要はですね。そういう中で、今、シルバー人材センターの事務局というのは、中央公民館に多分お部屋を借りて活動されると思いますが、このように、市の補助金等をお受けになられ、また、法人となった場合には、現在の事務所の家賃というものについて発生をしようと思うんですが、この点について、歳入のほうで上がっておりますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今回、法人化をされて、当然その事務所等におきましては家賃等が発生することも考える必要があるかと思いますが、まだ立ち上がったばかりで、運営自体もぎりぎりの状況の中で運営をされております。（「そりやおかしかね」と呼ぶ者あり）このシルバー人材に限ってはですね。ほかの全体としては、まだ精査ができておりませんが、シルバー人材事業といたしましては、決算所等を拝見する中では、大きな収益というのはなくて、ぎりぎりぐらいの運営がされているということで判断をいたしてございまして、今後当然この事業の様子を見ながら、家賃、使用料、これについては考えていく必要があるかと思いますが、24年度に限っては、まだ様子を見させていただきたいというふうに考えます。どうしても不足等があれば、また補助金の増額等も考える必要が出てくる場合があるかと思いますが、まず、この補助金を出してみ、健全運営が図られる状態を保ちまして、シルバー人材登録者の方の安定を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

この件に関しても、ほとんど通告の内容については神近議員から質問がありましたので、そのうち第1項目について、この補助金交付が市の補助金交付のどれに当たるのかですね。国のそういう法律に基づいて、こういう適用をされたということですが、その点。それと、国と市の補助ということですが、これは県は関係ないのか、その点をお尋ねします。

それと、くどいようですが、これだけの新規事業なのに、これまた説明がないという、それも理由としてお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この補助金要綱につきましては、全くの新規の補助金ということになりますので、この議会で議決いただきましたら、直ちに補助金交付要綱の策定をしたいということで、準備は進めてはおります。

それから、県の補助はないかということですが、これは国の事業でありますので、国と市の補助というふうになります。

それと3番目に、主要事業に載っていない、これも重ねておわびする必要があるかと思いますが、これも主要事業に上げて、お知らせをしておくべきだったというふうに考えております。改めておわび申し上げたいと思います。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（太田重喜君）

再開いたします。

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、同じく補助金の中で、地域福祉活動事業というものがございます。昨年度883万5,000円、今回は824万5,000円と、約60万円近くの減額予算となっておりますが、この事業の中で、これ中身を見れば、今年度の主要施策の説明の中では、なかなか見づらいんですけども、昨年度の事業施策の要綱の事業内容の中で、結局、各種相談というふうなことで上がっております。法律、心、遺言、相続、介護ということで上がっております。この相談というものが、どういうものがどの程度あったのかということですね。

この点については、あくまでも専門家の方が対応なさるというふうに思うんですけども、

ある程度1回とか2回ぐらいの相談の中で解決ができているのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思いますし、今後の24年度の地域福祉活動助成事業は、どのような活動を予定されているのかということですね。

結局は、事業内容としてはこういうふうには書いてはございますけれども、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思いますし、その各事業においての実績というものを、ある程度、大まかで結構ですので、御報告をいただきたいと思います。

また、これがですね、コミュニティとの違いとして、ボランティア活動の保険というのは、地域振興で計上されております。福祉での活動とかボランティア活動等の保険とは、どういふふうに関連性があるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

各種相談でございますけれども、法律相談で22年度で69件、心の相談で45件、それから遺言相談13件等でございますけれども、これが全部解決できたか、専門家の先生によって相談を受け付けていただいておりますが、最終結論、決断までいったのかということ、なかなか難しい面がございます、相手の方がどこまで納得していただけたかにもよるかと思っております。

しかし、専門の先生からの御指導、御回答でございますので、相談者の方はある程度の満足な回答を受けられておるといふふうに判断をいたしております。

それから、来年度の地域福祉事業でございますけれども、これ、今年度と同様、たくさんございますけれども、総合相談事業ですね、これは法律相談とか心の相談、介護相談等でございます。それから、住民参加による地域福祉事業といたしまして、介護予防の講習会等を計画いたしております。それから、ボランティア講座の開催といたしまして、ボランティアスクールの開催、これは年3回ぐらいを計画いたしております。それから、ボランティア協力の育成、市内の各小・中・高校に対しましてボランティアの活動情報などをお知らせいたしていくものです。それから、ボランティア保険の助成、それと募金活動の推進等も行ってありますが、各事業の詳細につきましては、別途議員のほうにお知らせをしたいと思います。

それから、コミュニティ活動との違いということでございますけれども、コミュニティの場合、地域の方が活動をしていただくようになります。福祉活動事業の場合は、ある程度の専門家が介入して、相談を受けるようになります。例えば弁護士の先生とかですね、そういう違いが発生してくるかと思っております。地域住民によるのか、ある程度の専門家——ある程度というより、法律家とか専門家の介入、そこの違いが出てくるかと思っております。

次に、ボランティア保険につきましては、希望者を対象に助成を行っております。このボ

ランティアの登録された方が嬉野市内全体で、団体で1,600人ぐらい、それから個人で50人ぐらいの方がボランティア登録をいただいております。その方々の保険ということで、保険料、2種類ありまして、年間280円と420円の保険がございまして、280円のほうには37の方が加入をされております。もう1つ、420円の保険のほうには14の方が加入をされておまして、この半額を助成いたしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

1つずつちょっとお尋ねをしたいんですけれども、一番最初に、各種相談業務のことについて。今、課長の御答弁で、件数等については理解をしたわけですが、今言われたように、最終的にこれが解決したかどうかはわからないというふうに、今おっしゃったわけですね。ですから、要は、そのあたりまでどうだったのかなというところだと思うんですよ。要は1回とか2回の中で、その相談関係が解決できなかった場合は、結局もうその後は何も受けないのかというところがあると思うんですよね。逆に専門家の方から、この件については、どここのやっぱり弁護士さんとか紹介をされて、そちらのほうにちゃんと相談を受けてくださいというふうな指摘といいますか、指導といいますか、そういうふうなことで言われているのかというところが一番大事だと思うんですよ。

先ほど課長が言われたように、民事の中である程度解決ができた案件についてはよろしいんでしょうけれども、そういうふうに、かなり相続関係とか、かなり複雑な内容があると思うんですよね。そういうところについて、やはり専門家のところでは何回となく調整をしなければいけないと思いますので、そのあたりに対するアドバイスをしっかりやられているのかとか、そういうことについて、しっかり調査ができていのかどうかも、今後ですね、24年度については、もう少し中身について見ていくべきじゃないかなという気がいたします。

次に、コミュニティとの違いというのはわかるんですけれども、これ、私の頭の中で、コミュニティというものがですよ、どこまでがコミュニティ活動なのかというので、ちょっと私難しいと思っているんですよ。一般質問でもやりましたけれども、農地・水も一つはコミュニティですよ、ある程度特化した中ではございますけれども。ですから、企画のほうでやられているコミュニティというものと、福祉であるとか、農業とか、いろんなところで、こういうふうな活動というものが、どこでどうつながっていくべきなのかと思うわけですよ。

多分私の言っているところが、なかなか伝わっていないと思うんですけれども、言い方を変えれば、コミュニティ活動という大きな頂点があって、やっぱりその下に一つ一つのこういうふうな福祉であるとか、農林であるとか、そういうものがやっぱりついていったほうが、

私は全体的なコミュニティ活動の推進、ボランティア活動の推進につながっていくんじゃないかなという気がするわけですね。そのためには、コミュニティ活動そのものが、まだでき上がったばかりですので、そのあたりまで成熟できていないというのは十分わかるんですけれども、このあたりとのやはり協力、協調、あるいはやっぱり連携というものを、今後やはり強めていかなければならないんじゃないかなという気がするんですけれども、このあたりの考え方は、福祉課としてはどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

法律相談等におきまして解決できたか、どこまで把握、調査ができていくかということでございます。解決できたかということで、最終的なところまでは確認できておりませんが、その相談の中で、弁護士の先生等が受け持ちをされた場合には、そのお尋ねに対するお答えだけで納得していただける方、法律の概要について説明を受けて、それでわかったということでお帰りいただく方、それからもう1つ、実際に事案が発生している場合がございます。そういう場合には、この相談だけではどうしても時間的等で、それから相当の専門的法律事項が発生してまいりますので、解決しませんので、そういう場合ですね、先生のほうから弁護士の先生等の紹介等もされております。ただ、これが何件あったとかいうのはですね。

（「それはいいです」と呼ぶ者あり）

それから、コミュニティとの連携でございます。23年度で7地区、全地区にコミュニティが発足をいたしたところでございますけれども、このコミュニティと福祉課、福祉事業をどうつなげていくかということでございまして、神近議員の御意見、御提案どおり、相当の連携というのが必要になるかと思っております。まだコミュニティのほうでも、まだ発足したばかりということで、なかなか全員の方に理解浸透するのができていない部分もあるかもわかりませんが、徐々に市民の方も理解していただけているのではないかとこのように感じておるところです。

そういう中で、地域コミュニティの中で活動として上げられた事案、民生関係の事業につきましては、福祉課としても当然にして連携を図りたい、どうやって連携を図るかといいますと、例えば民生委員さんなんかも、この地域コミュニティに加入されておまして、そういう方々からも結構情報をいただいております。こういった地域で福祉活動を行いたいということで、十分ではございませんが、徐々に情報としてはいただいておりますので、福祉課としてどういうお手伝いができるのか、地域でできること、あるいは行政でできること、当然分かれてまいりますので、その辺の判断をしながら、十分発揮できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、1項. 社会福祉費、2目. 障がい者福祉費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

13節. 委託料について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

140ページの委託料、この中で障がい者福祉計画作成ということで、今回270万円計上されております。これも昨年ですよ、150万円、この計画策定ということで計上されておられました。これは3年を1期ということで策定するということで、昨年聞いておったわけですよ。ですから、私は23年度の予算で、もう策定されたものというふうに理解をしておったんですけども、今回24年度にも、このように策定委託料ということで計上されたということで、このあたりの3年を1サイクルということとの関連、そして、昨年の予算と今年度の予算の関連というものについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

平成23年度に障がい福祉計画ということで計上して、今回また新たに計画作成について計上させていただいておりますが、昨年、平成23年度の計画につきましては、障がい福祉計画です。（「障がい福祉」と呼ぶ者あり）そして、24年度、今年度お願いするものにつきましては、障がい者福祉計画です。ここで非常に勘違いしやすいんですが、者が入っているか入っていないかの違いがあるわけでございますけれども、昨年の方は議員おっしゃるとおり、3年スパンの計画でありまして、障害者自立支援法に基づくものでございます。今回お願いするものは、障害者基本計画に基づく計画の策定の違いがございます。これにつきましては10年というふうになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。私はもう全く一緒のものというふうに、ちょっと理解をしておりまして、申しわけなかったんですが、その障がい福祉計画と障がい者福祉計画の中身は、どういうふうに違うんですかね。言われるように、障害者自立支援法に基づいて、障がい福祉は3年に1遍と、今回の障がい者福祉計画というのは10年に1遍と、どのようにこれ中身が違うんですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えいたします。

昨年実施いたしました障がい福祉計画、これは障害者自立支援法第88条の規定に基づくものでございまして、計画の性格といたしましては、障害者福祉サービスに関する3年間の数値目標やサービスの提供体制確保のための計画、ちょっとわかりにくい面がございますが、数量についてお知らせをする計画でございます。

それから、障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法第9条の規定によるものでございますが、性格といたしまして、障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者の暮らしを支えるための計画というふうになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。ちょっと、もう一回お尋ねします。

そうすると、私の考えでいけば、本来はことし障がい者福祉計画作成というのが基本計画であって、今年のやつは数値目標があるということは、実施目標を定めた計画というふうに理解をするわけなんです。そしたら、その策定は逆なんじゃないかなという気がするんです。最初に全体的な施策の計画書があって、その計画書に沿って、一つ一つやはり、障害者の介護に基づく数値目標が発生するというふうに理解をするんですけども、私、今の御説明でいくと、逆のほうにとるわけですね。これが結局前回の分の、障がい者福祉計画に基づいて去年はやっているというふうな御答弁で仮にあったとするならば、翌年にまた新たな計画をつくるわけですので、そこでまた全然違うと思いますので、その点の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かにここだけを見れば、逆転しているように見られますけれども、この基本計画、障がい者福祉計画、これはもう10年前にですね、平成18年だったと思いますが、策定をされまして、その後更新ということになります。もう10年経過をしておりますので、またその見直しをして、基本計画をつくっていかうという。（発言する者あり）合併前にですね、旧嬉野町で作成をしております、合併時に引き継いでおります。その見直しということになって、

前後したように見られます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、同じく神近議員。支給決定。

○13番（神近勝彦君）

先ほどの質問は、まだちょっと理解ができなかったわけですが、次に移ります。

同じところで支給決定に関する調査ということで、今回これは科目存置で上がっております。その決定に関する調査の内容と、このあたりをですね、多分国とかからの交付金とか、補助金関係がまだ決まってなくて、科目存置になっているんじゃないかなという気もせんでもないんですけども、この1,000円の科目存置の理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この支給決定に関する調査でございますけれども、障害程度の区分、それから、買い物ができるか、多動やこだわりなどの行動障害等に関する調査を行うものでございますが、23年度までは職員が実施をいたしておったところです。

この障害調査をするに当たりましては、県の講習会を受けて、その資格が必要というふうになります。今、嬉野市に4名の調査資格を持った職員がおりまして、これで対応をいたしておるところでございますけれども、どうしても業務が忙しくて厳しい場合、この1件の調査に対しまして、大体本人面接が約2時間ぐらい、それから、場所によってはこの施設等に派遣しますので、半日ぐらいの時間を要するようになります。そういうことで、通常であれば、職員で対応できる部分についてはいいんですが、どうしても厳しい状況下にある場合は、民間のほうにこの調査をお願いできないかということです。

この調査を実施していただく団体として、2事業所がありますが、全部とはならないと思いますが、100件のうち例えば20件お願いするとか、そういう形でお願いできたらということ考えております。

それで、一番当初は科目存置の1,000円上げておりますが、今後の調査件数が一時期に集中した場合とかについては、こういった外部委託ですね、この方法によってできないかということを考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。4名さんいらっしゃるということで、そしたら、これをですよ、通常業務がそこまで忙しくなくて、この支給決定に関する調査というものも通常業務の中でできれば、結局もう執行する必要はないというふうに考えていいわけですよ。

もう1点が、先ほど県の研修を受けて、資格が必要だというふうにおっしゃったわけですが、その研修の資格について、どういうものなのかということについてと、仮に民間に委託をしたいと。民間の事業所をお願いをするかもわからないというふうなことをおっしゃいましたが、その民間の施設においては、結局今言われた県の研修をお受けになられた、資格を持った方が確実にいらっしゃるということでされているんでしょうけれども、そのあたりの確認はどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

職員で対応できる分については、職員で当然対応していきたいというふうに考えます。

ただ、年度末とか、あるいはいろいろな事業が煩雑に発生した場合には、どうしても対応できない場合について考えております。

それから、調査員の資格につきましてですけれども、これは県が主催をいたします佐賀県障害者程度区分認定調査委員等研修会に参加をいたしまして、障害程度区分認定調査員の資格を必要といたします。当然2事業所あたりをお願いをする場合、ここの2施設につきましては、このような資格を持った職員さんがいらっしゃるということでもあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ちょっと頭がこんがらがって、もう2回やったのか3回やったのか、ずっと続けていますと、わからなくなってしましまして、申しわけありません。わかりました。

そしたら、今、資格を持っていらっしゃるということ、間違いないですよ。結局、もう持っていらっしゃるのか、それとも、こういう委託業務をやる可能性があるから、今から受けに行ってくださいというのかで、また違うと思うんですよ。ですから、そのあたりのちゃんと確認がとれているかどうかということについて、再度お尋ねをしたいし、もし、まだ取られていないとなったときに、民間の事業者さんに、結局取りに行ってくださいとなったときの、そのあたりの費用について、どういうふうな取り扱いになるか。民間の事業所の中では、今言われた支給決定に関する調査の資格というものは必要ないわけですよ、はっきり言って、民間施設では。それを仮に、くどくなりますけれども、現在持っておられない事

業所ですれば、そこをお願いをすれば、資格を取りにいかなければならないというふうになるわけですので、そのときには、その費用関係についてはどういうふうな取り扱いになるのか、そのあたりについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、職員につきましては、当然、人事管理上、この資格があるかというのは把握をいたしております。ちょっと手元で見にくいですが、こういうふうにして、各職員、修了証書を持っておりますので、これによって確認をいたしております。

それから、今回2事業所に対しましてお願いをするかもしれないということですが、この2事業所につきましては、もう既に他市の委託を受けて実施をされております。そういうことで、安心してお願いをできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

それでは、委託料で3問目、神近議員。

○13番（神近勝彦君）

続いて、障がい者台帳システム改修についてお尋ねをしたいと思います。

この改修については、昨年9月の補正の折に18万9,000円計上されておりました。今回また新たに、今度は42万円ということで改修費用が上がっております。この改修について、やはりこういうふうに毎年毎年改修をする必要があるのかどうか。昨年の18万9,000円と今回の42万円とすれば、また金額もかなり大きくなっているわけですね。そのあたりについて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

昨年9月に補正予算でお願いをいたしたところでございます。

昨年お願いした予算につきましては、23年10月の法改正に伴うシステム改修でございまして、今回24年度でお願いする分は、24年4月の法改正によるシステム改修ということになります。

内容的にいけますと、昨年場合は、グループホームケアの利用の際の助成とか、重度視覚障害者に対する移動支援の個別化に対するシステム改修が必要であったためでございます。

今回の24年度予算の改修につきましては、報酬額の変更、利用者負担額の見直し等の改正

が予定されておりますので、それに伴いますシステム改修というふうになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

そういうふうな内容であろうとは、法改正に伴う改修であるということはおおむね理解をしているんですけども、なかなかこの改修費用に伴う国の交付金、あるいは補助金が予算書の中では見えてこないんですよ。そういう中で、これはあくまでも国の法改正に伴う改修ということになるわけですので、このあたりについての国の予算措置というものについて、ちょっと中身を教えていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この分につきましては、市の単独じゃなかったかなと思います。再度確認いたします。国は、ちょっと今のところ聞いておりませんでしたので、確認いたしましてお知らせをしたいと思います。

以上です。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

すみません、そしたらですね、課長、もし国の財源措置がないとしたときには、あくまでもこれ国の法律が変わることによる改修なんですよね。ですから、こういうことについては、やはり嬉野市単独じゃなくて、やっぱり県下の中の広域圏ありますよね、介護関係でも。やはりこのあたりで国に対する要望事項ということで、今後、もし国の補助金関係がなかった場合はですよ、要望事項で強く求めていただきたいというふうにしておきます。いいです、答弁要りません。

○議長（太田重喜君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

福祉タクシーについてお尋ねをしたいと思いますので、13節、委託料とともに20節の扶助費も一緒に質問していいでしょうか、議長。

○議長（太田重喜君）

はい、どうぞ。

○10番（副島孝裕君）

では、通告に2点ほど出しておりますので、まず、通告の回答についてお尋ねをします。ただ22年度の決算額については、152万1,000円と決算書でわかりましたので、それは結構です。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この福祉タクシーにつきましてですけれども、大体対象者の方が740名ほどいらっしゃいます。その中で、この交付申請をされる方、この方が380名ほどいらっしゃいます。約半分、51%ぐらいが申請いただくわけですけれども、この福祉タクシーが1回500円の助成ということになりまして、年間12回ですけれども、もっと利用価値のあるような対策は考えられないかというふうな、議員の御質問でございます。

これにつきましても相当勉強をいたしておるところです。その中で、委員会等におきましても、もっと効率的な活用方法はないかということで、御意見もいただいております。単純にいけば、240万円の予算ですから、1人当たり4,300円ぐらいになろうかと思いますが、今、申請主義をとっております、これの対象者すべての方にタクシー券を交付する方法もあろうかと思われませんが、ここで申請率が50%ということは、知らない方もいらっしゃるのしょうけれども、必要ない方もいらっしゃるのではないかと。その割合については把握できておりませんが、申請がなかったということは、知らない方、あるいは必要ない方もいらっしゃるということで、その辺をどう判断していくかということが、非常に悩ましい問題でございます。

それから、この交通費相当分、これを今タクシー券で助成をいたしておりますが、交通費として例えば現金で渡す方法もあろうかと思いますが、これも、果たしてそれでいいのかということで、非常に研究・検討を要することじゃなかろうかというふうに考えます。

あと、枚数をふやすことでもございますけれども、大体これ1人当たり8枚、あくまでも平均です、8枚使用をされておるところです。ですから、すべて利用される方、あるいは二、三枚でいい方とかいらっしゃるかと思います、1人当たり8枚ということで、その辺をどう分析すればいいのかということで、今、研究を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それで、22年度の決算額によりますと、大体使用額として、大体63%程度、今、課長の答

弁では、利用者が大体半分程度というところでありまして、もともとこのタクシー券というのは、やはり何と申しますか、対象者、重度の障害者、重度の心身障害者への交付でありまして、その中でも、そういう対象者の交通弱者と申しますか、今、平均8枚と言われましたが、中には12枚で不足する方もおられると思います。それで、私が質問した趣旨としては、予算内で、例えば12枚1冊使い切った人には、やはりもう1冊差し上げるとかですよ、もう必要でない方は、当初から必要でないはずですから、やはりこれは利用しておられる方、やはり必要に迫られて、そういう利用をされているわけですから、そういう柔軟性といいますか、そういった意味の予算の範囲内で十分活用できないのかという、私の考えです。その辺をお伺いします。

それと、県内の市町でこの事業がよそにもあるのか。これは、事業としては市の単独事業で、非常にそういう対象者に向けては、やはりきめの細かな、人に優しい事業と思いますので、その辺あわせてお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この福祉タクシーにつきましては、平成20年度、21年度の2年間に県の補助事業として実施をされたところで、嬉野市につきましても、この事業に取り組みをしたところです。その後、22年度でこの制度がなくなりまして、市の単独事業として引き継いだわけですが、その際に回数を12回まで減らしております。議員おっしゃるとおり、確かに必要ない方もいらっしゃるけれども、もっと必要とする方もいらっしゃるかと思います。先ほどの議員御提案の、不足する方については予算の範囲内で、また新たに回数をふやしてもいいじゃないかということでございますけれども、それも一つの方法として考えてみたいとは考えます。

それとか、1回につき初乗り料金の90%以内の助成ということになりますが、近隣で、近くであれば、500円の助成があれば、初乗り料金程度の助成になるかと思いますが、遠距離の方の場合、どうしても高額なタクシー料金となる中で、1回500円の助成では、どうしても利用に結びつかない面もあろうかと思えます。そういうことを踏まえまして、全般的な見直しを図っていく必要があるかと思えます。

それから、近隣につきましても、このタクシー助成事業を始めまして、県の助成が切られた段階で、これを廃止することも検討されておるところもあると聞いております。

ただ、実態の詳細にまでは、まだお話しできない部分もありますが、今のところ、そういうところもあると。今後継続していくのか、縮小していくのか、このままでいくのか、相当の研究・検討が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

一応今年度はそういうことで、前年に倣って継続ということで理解ができます。今後の対応ですけれども、ぜひともやはりそういう対象者に対して、きめの細かな対応策をとっていただきたい。特に、初乗りの500円程度ですから、これはやはり複数枚使えるとか、そういう医療機関によっては、例えばそれは医療機関の証明があれば、例えば何枚までとか、そういうきめの細かな対応をぜひしていただきたいと思いますが、その点、部長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

この福祉タクシーに関しては、もう数年来いろんな御意見をいただいております。それで、私たちも一生懸命考えているわけですけれども、今の制度の中には、この券を交付している方は身体的条件が合致して、なおかつ、車の税的な補助ですね、それを受けていない方ということに限定しておりますので、少しまたそこら辺が悩ましいところなんですけれども、全国的な状況を見ると、疾病を特定して、例えば人工透析の方とかだったら、もう70回、80回補助しているところもありますので、そういうふうに疾病を特定して考えるとかというふうにしたほうが、もうわかりやすいのかなというふうに思ったりしておりますけれども、いずれにしても、もう少し勉強したいと思います、最後はですね。

○議長（太田重喜君）

19節、負担金、補助及び交付金について、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

19節の負担金、補助金のところで、去年は県補助の4分の3ということで、通所サービスというものがございましたが、今回もうなくなったわけですね。この件についてお尋ねをしたいと思いますが、なくなったことによって、事業所関係はどういうふうな状況にあるのか、そのあたりについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この通所サービス利用促進事業につきましては、24年度から障がい者福祉サービス報酬の中で対応するように、改正になっております。ただ、この額につきましてはまだ示されておりませんので、ここで額を計上いたしておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

先ほど報酬の改定というのがあったんですけれども、その中に盛り込まれるように、この説明会でもらってきている資料には書いてあります。障害者自立支援法になって5年になったわけですけれども、通所サービスは5年間の時限立法だったわけですね。それで、それが終わって、この報酬の改定は、そういう5年間の経過も踏まえて、単価がずっと改定をしてあるようです。そういうのが230項目以上ありますけれども、その中に、この通所サービスにかわって、送迎サービスの項目が入っておりますので、そちらにすり変わるといようなことを担当からは聞きました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そのあたりのある程度の方針が決まるのは、そしたら6月とか9月とかいうふうになるんだと思うんですけれども、入っているんですかね、もう入っています（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら後で教えてください、そのあたりの中身について。

はい、以上です。結構です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

20節、扶助費について、織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

141ページ、扶助費ですね、障がい者自立支援給付費ということで質問いたします。

主要な事業の説明書には、20ページから37ページに書いてありますが、あんまり範囲が広くて、簡単に言えば、対象の範囲ですね、それから身障者でなかったらだめか、一、二級じゃなかったらだめか。それから、どうも読んでおりますと、在宅者が対象になるような書き方をしてあると思いますので、これに対しての対象の人員を教えてください。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この自立支援給付費が、どのような事業があるかということでございます。

まず、介護給付といたしまして居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養者介

護、生活介護、ケアホーム等がございます。

それから、訓練等の給付といたしまして自立訓練、就労移行訓練等がございます。

障害者の、この対象者の数でございますけれども、障害者の数につきましては、後ほど議員のほうにお知らせをしたいと思っております。今、手元のほうに、この数字、本来持つておくべきだったんですが、ちょっと手元にございませんで、後でお知らせをいたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

ちょっと今の質問に対して1つだけ、ちょっと今聞きたいと思っております。

これは身障者の級を持っていなかったら対象にならないのか、なるのかということですね。

それから、これずっと説明書を読んでいたら、社会に適応するような訓練が中心ということになっておりますが、これに対して、だれがその訓練に対して面倒を見ているかということをお教えください。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

障害者自立支援法は、身体障害、知的障害、そして精神障害、この3つが合わさってできた法なんですけれども、ですから、障害認定を受けている方ですね。知的障害も療育のAとかBとかありますけれども、精神障害についてもいろんな病名を持っておられる方で、認定をされておられる方ですね、そういう方が対象になります。

それで、そういう方に対して、私たちに、障害者相談員に対して相談があって、そして、どういうサービスが欲しいか、必要かということをお相談員が受け付けてきて、そして、庁内で支給決定会議をして、日数であるとか内容であるとかを決めて、サービスを受けられるわけなんですけれども、あとは内容としては就労移行であるとか——就労移行というのは、そこで、施設で訓練を受けて、就職に結びつくとか、あとは就労継続のA、Bとかありますけれども、これはもう、その方の障害によっては就労に結びつかないけれども、ずっとそれを継続していくというような内容であったりとかありますけれども、本人さんたちが1割の負担をしながら、その施設にですね、1割を負担しながら、あと9割は市のほうで施設にお金を支払うというふうな仕組みになっています。

以上です。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

先ほどの質問の中で、対象者数について後でお知らせをいたしますということで答弁いたしておりましたが、主要事業書の23ページをごらんいただきたいと思います、ここに対象者延べ309人、平成24年1月現在ということで記載しておりますので、これを参考にしていただきたいと思いますというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

これが昨年より約4,000万円ぐらいふえております。約1割ですね。対象人員がふえたのか、補助率がふえたのかですね、これをちょっと教えてくれませんか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

対象者の増加が大きな要因でもあります。それから、医療費の、治療の内容ですね。医療費の額にも影響してくるかと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

141ページの扶助費の件でお尋ねをしますが、これは先ほど副島孝裕議員が御質問されました福祉タクシーの件なんですけれども、この利用されている方が、結局、先ほど課長答弁もありましたけれども、中心部の方が多いのか、周辺部の方が多いのかで、また変わってくると思うんですけれども、この点について、どういう状況をつかんでいらっしゃるのかというのが1点。

先ほど副島議員も言われましたけれども、実施要領のですね、結局第4条の件なんですよね。先ほど言われたように、結局最初の、これが使えるのが1回の乗車した分だけなんですよね。初乗り料金の100分の90に相当する額というふうに、第4条では規定をされているわけでございます。結局、先ほど言われましたように、やはりこれを改正する必要があると思うんですよね。やはり周辺部の方が、結局遠い方が来るとすれば、片道やはり2,000円程度かかるような地域から、もし来られたりした場合、これは極端に言ったら500円となったときに、やはり1,500円の手出しになるわけですよね。往復、結局3,000円の手出しになるというふうな形になりますので、結局このあたりがやはり大きな要因ではないのかなという気がします。

以前も部長とは、文教当時おったときも、この福祉タクシーの件では、一番制度として利用しやすいのは何だろうかということで、大分2年、3年にわたって、いろいろなお互い考えを述べてきたわけなんですけれども、やはり最終的には、この第4条を改正するしかないというふうに私は思うわけなんですけれども、このあたりについての、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、タクシーの利用について、地区によってどのような活用のされ方をしておるかということでございますけれども、先ほど、交付率としては51%ということで答弁をいたしておりますが、これ、各地区によって人数と申請者は大きな違いがございますので、少し大きな範囲でいきますと、塩田地区が210名ほどの対象者がいらっしゃいます。その中で120名の方が交付の申請を受けられております。58%ぐらいの方が申請されたということになります。それから、嬉野地区でございますけれども、530名ぐらいの方の対象者がいらっしゃいます。その中で250名程度の方が申請をいただいております。若干下がりました、48%の交付申請というふうになります。あと小さく11地区に分けて、資料としてはありますが、これにつきましては、また別途議員のほうに資料として御提供したいと思います。

それから、2番目の4条関係の改正につきましてでございますけれども、せっかくの予算措置をして、半分ぐらいの執行というふうになっておりますので、この利用、活用方法についても十分検討する必要があるかと思っております。今年度におきましても、議会からもいろいろな御意見、それから方法等についても御意見をいただいております。こういうことを参考にいたしまして、24年度で、どうあるべきか、どうやったらいいのかというの少し掘り下げて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

数字の中身については、後ほど資料としていただければいいんですけれども、私の1回目の質問としては、結局、嬉野地区であろうが塩田地区であろうが、町部の方の利用が多いか、周辺部の方が多いかというところが、やはりこの利用の実態というふうに思ったわけです。ですから、そのあたりについてお尋ねをしたかったわけなんですけれども、やはり遠くに住んでいらっしゃる方、病院からですね、そういう方が結局余りにも利用されていないということであれば、やはりこのあたりの条件が、かなり要因になっているんじゃないかなという

気がしたわけですから。

この4条の改定ということについて、やはり十分議論をしていただきたいと思います。結局、せっかくのこういうふうな制度を利用していくためには、やはりこのあたりの改正が一番重要だろうと思います。それでですね、やってみて、それでも利用者が少ないということであれば、また違う要因があると思うんですけれども。ですから、12枚は12枚で打ち切るとか、そういうふうな施策のやり方もあると思いますので、このあたりのやっぱり利用促進の中で、もうちょっと考えていただければと思いますので、もう答弁要りません。いいです。

○議長（太田重喜君）

それでは、扶助費の2問目の児童発達支援教室の件で、神近議員。

○13番（神近勝彦君）

では、続いて、児童発達支援教室に行く子どもたちということで、児童発達支援教室利用者負担金助成事業ということで12万円、今回新たに計上されておられます。この中身について、どういうふうな助成事業なのかなと、ちょっと中身が何も見えないものですから。逆に今、保育園のほうには障害児保育ということで、重度、中度、軽度ということで3種に分けて、保育事業は保育事業であっていらっしゃるわけですので、このあたりとの違い、あるいは、これが就学前の6歳児だけが対象なのかなと、そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

対象者といたしましては就学前まで、いわゆるゼロ歳から小学校に入るまで、すべての子どもさんということになります。

保育所の障害児保育、それから、この児童発達支援教室での対応の違いといいますか、保育園の場合、実際、障害のある方を受け入れまして保育を行います。この児童発達支援教室というのは、まず、そこまで行かない段階ですね。保護者の方が自分の子どもさんについて不安を持っている、言葉がおくれておるんじゃないか、あるいは立ち歩きといいますか、これがおくれておるんじゃないか、そういった心配事が発生した場合に、この教室に参加をいただきまして、本当におくれておって、専門的な例えば医療機関等の受診が必要とか、そういうのを判断していくもので、この児童発達支援教室につきましては、小児科の医師、それから心理判定士、保育士、理学療養士、言語聴覚士、保健師ですね、こういった方々の協力を得まして、その子どもさんの状況を把握していくものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。大体わかりました。そういうことであれば、こういう形の中、もうちょっと広報とか努めていただいて、広めていただきたいというふうに要望したいと思えますし、できれば後で資料をいただければと思えますので、よろしくお願いします。いいです。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、広報についてですが、今、対象者の方とは接触をいたしております。その中で、広報活動については、今現在把握している方との接触はもう数回できて、説明会等も開催いたしたところです。ただ、今回の上程につきまして承認をいただきましたら、直ちに本格的な広報活動に入っていきようになります。

それから、資料につきましては、後で議員のほうにお届けをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、1項．社会福祉費、3目．老人福祉費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

8節．報償費について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

142ページの報償費になります。愛の一声運動事業ということで、これは毎年毎年計上されておるわけなんですけれども、毎年これ減額になっております。22年度については102万円、昨年は97万8,000円、今回82万2,000円ということで、年々年々減少しているということで、これは結局ボランティアの方々の減少に伴う減だというふうに理解はするんですけれども、この愛の一声運動そのものが、結局高齢世帯とか独居老人世帯のやっぱり安全・安心の一助になっているというふうな気はするわけですね。できれば、逆にこういう事業はふえていっていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、だんだんだんだんボランティアの方々が少なくなっていくというふうになったときに、やはり安否確認について、今後どのような施策といいますか、確認関係を持っていかれるのかなということについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

毎年予算の額が減ってきておる、確かに議員の御指摘のとおりでございます。それと、その原因につきましても、もう議員御承知のような状況でございます。この制度は、非常にいい制度というふうに思っております。そういう中で、また、1つ問題点も発生をいたしております、受けられる側ですね、このほうからも非常に、必要ないとか、どうですかということで勧誘に行くわけですが、必要ないとかですね、相手の相談員さんの方を選ばれるといったらいかんですが……議長、暫時休憩を少しよろしいですか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

愛の一声運動のほかに、安否確認でどういうふうなことが考えられるかということでございます。

市長のほうからもそのことを指示を受けておりました、何かいい方法はないかということで研究を進めておるところです。できれば毎日でも、だれかが対象者の方を訪問することができたらということでございますけれども、これは大変な費用、それから人員が必要となります。それで、これをすぐ始めるのには若干の問題があるのではないかと——問題というより、予算面等を含めて大変じゃないかということなんです。

あと、テレビで確認する方法が今ちょっと放映されておりますが、一緒に食事をする場面とかのコマーシャルがあっておりますが、そういうふうな方法、あるいは電話によって家族の方、親族の方が行動確認がとれるような電話がございますけれども、これもまた一概にすぐということになれば費用面等のことがございますので、そういうことも含めながら検討はいたしておりますが、まだ結論までは至っておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そうですね、これも難しい課題だと思います。いろんな方法はあるにしても、やはり相手方が受け入れをしてくれないことには、せつかくの制度、あるいは新たな施策を考えられてもなかなか進まないだろうと思うんですけれども、1つだけにこだわらず、2つ、3つの施

策を用いながら、やはり独居老人、あるいは高齢者世帯の安否確認ということで今後考えていただければと思います。

○議長（太田重喜君）

いいですか。

○13番（神近勝彦君）

はい、いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、13節. 委託料について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

質問に出しておりました生きがいデイサービス、この点については、後ほど資料を下さい。結構です。

次に、介護予防事業の予算の、結局、1次と2次とすると、かなり2次のほうがやはり多いんですけども、これは2次で調査をやって対象者が絞れないと予算がはっきりわからないということで、対象者が多いからこういうふうには事業費そのものが大きくなったのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答え申し上げます。

まず、1次予防事業、2次予防事業についてですが、これは介護認定を受けていない65歳以上の高齢の方々のうち、1次予防対象者というのが一般にいう元気な高齢の方、2次予防の対象の方が介護認定を受ける前の若干体に不自由をお持ちの高齢者の方、こういう方々を対象にして取り組んでおります。

2次予防事業の今回の増額の理由については、2次介護予防事業で取り組んでいます運動機能教室とかもろもろの事業を行っていますが、その対象の方が今度希望の方がふえるという見込みのもとに増額を計上しているところです。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

資料を見たんですよね、昨年の1次予防のときの資料を読んだときに、今回の2次予防の事業対象というところと1次の分がちょっと理解しにくかったですよ。先ほど言われたように、1次が65歳以上の方ですよね、介護認定を受けない方。今度の2次も結局介護認定を受ける前の方ということで、対象者、読み方によっては一緒にしか見えなかったんですよね、言い方を変えれば。ですから、この対象者というのがなかなか私はこの説明の中では見えず

らかったんですけれども、このあたり、先ほどでいくと、ちょっと頭の中を整理しますと、あくまでも介護認定を受ける前の方、要支援の1、2だけを対象にするというふうにとっていいのか、結局それ以外の方も含んでいるというふうに理解をされているのか、ちょっとそのあたり、もう少し説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

2次予防の対象の高齢の方、これも65歳以上の高齢の方ですけれども、その中で、要支援まで含めた介護の認定を受ける前の高齢者の方々になります。そういう説明でよろしいでしょうか。（「後で聞きに来ます」と呼ぶ者あり）はい、よろしくお願いします。

○議長（太田重喜君）

いいですか。

○13番（神近勝彦君）

いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、18節．備品購入費について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

緊急通報システムのリース料についてお尋ねをしたいと思います。

これは毎年毎年聞いてきたわけなんですけれども、とりあえず希望者すべてにこれは配布が確実にできるのかできないのか、その点だけお願いします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今現在、157台を取りつけております。来年度希望されている方が4名いらっしゃいます。この方々につきましては、24年度予算で対応するようにいたしております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、20節．扶助費について。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

長期療養高齢者紙おむつ支給事業について3点ほど通告をしておりますので、答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

副島議員のほうからは3点の質問をお受けいたしております。

まず、1点目が需用費、消耗品費から費目がえになった理由でございます。

今まで消耗品費、需用費として計上をいたしておりましたが、この紙おむつ、これにつきましては、社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、身障者の方へ現物給付するものでございます。扶助的要素がないのであれば、ただおむつを購入するのみであれば消耗品というふうになりますが、扶助的要素なものであるから扶助費が妥当と考えまして、費目の変更をいたしております。

それから、事業の内容と支給対象者でございますけれども、事業の内容といたしましては、おおむね65歳以上の高齢者の方で常時失禁状態にある者とかに支給を、扶助をいたしております。今現在、200名程度の対象者がいらっしゃいます。

それから3番目に、事業費の財源についてということでございます。

これは地域支援事業、任意事業、雑入の中に、22年度を見ていただきましたら、この説明書きのところがございます。22年度で375万7,000円になりますけれども、この中に入っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、これは現物給付ということで扶助費に該当するというような費目がえと理解していいわけですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

現物給付だから扶助費ということではございません。あくまでも生活保護費とか、ああいっただ扶助の要素、性格のものでございます。そういうことで、扶助費ということで今回費目をかえさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、現物じゃなくて対価ということで扶助をされるわけですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

現金扶助とか物による扶助、両方ございますけれども、このおむつというのも扶助費になるかと思えます。市が対象者の方に支給するものでございます。そういうことで、今までは消耗品として購入してあったわけですが、これも費目のとり方としては、やっぱり扶助費のほうが好ましいのではないかという判断をいたしたところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

1節．報酬について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

148ページになりますが、この中の報酬ということで家庭相談員。家庭相談員さんは児童虐待の通報があった場合、相談員と臨時職員でその家庭に向かうというふうに思うわけですが、これは賃金のほうとも絡んで申しわけないんですけど、このあたりの相談員さんとどのような形の中で家庭の調査に向かわれるのかと、その調査というものについては、どの程度までされるのかという件ですね、この点についてお尋ねをしたいのと、もう賃金も絡めて質問していいですかね、一緒の児童虐待です。

○議長（太田重喜君）

はい。

○13番（神近勝彦君）

今回、新たに賃金のほうで臨時職員ということで、児童虐待防止強化のための予算が計上されております。これも結局先ほど質問しました相談員さんが家庭のほうに訪問する際の同行というふうな形で計上されておったわけですよ。そうなったときに、補助員というふうな内容でございましたけれども、どういうふうな中身の中で結局この臨時職員の補助員は対応するのかなというふうに思います。そして、この補助員の職務として、結局臨時職員ですので、どういうところまでできるのかというふうな疑問点がありますので、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

その次が23年度において、この嬉野市内で虐待の件数等がもしあるようであればお聞かせを願いたいと思います。

次に、そういう事例があった場合、要件によっては児童相談所との連携というものが必要

になると思いますが、そのような極端な事例があった場合、児童相談所との連携はどのようになされていたのか、その点についても御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

お尋ねは児童虐待防止対策関係、それから家庭相談員関係、両方にまたがるわけですが、まず児童虐待関係でございますけれども、今回の臨時職員につきましては、職員や家庭相談員に随行して複数の目で定期的な安全確認、見守り、また健康相談等が開催されますが、その際に新生児、乳幼児の健診の折に目視によりまして虐待等がないかというのを確認していただく業務になると思います。

臨時職員でありますので、どこまでできるかということでございますけれども、当然異常等を発見、感じた場合は職員に報告をしていただくようになります。この方たちだけで動くということではなくて、そういうことになります。

それから、家庭相談員さんの調査はどこまでやるかということでございますけれども、これも家庭相談員さんとしては状況把握、事情聴取、例えば、学校関係、先生方に状況をお尋ねしたりいたします。幸いに嬉野市におきましては、佐賀県警のほうから警察官の派遣をいただいております。そういう中で、事件性のあるものにつきましては御意見等をいただいて、行動の参考にいたしております。

それから、調査員のどの程度までやるかということですが、最終権限というのはやっぱり児相のほうにあります。強制力を持ったのは児相で、あくまでもうちのほうは状況の把握、それから児相への通報等にタッチをするようになります。

この児童虐待につきましては、平成24年度、県の安心こども基金により10分の10の事業として取り組みをさせていただいております。やっぱり専門家が見ることも大事ですが、多くの目で子どもたちを守っていこうという目的でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今の御答弁の中では、23年度については嬉野市で児童虐待の事例はなかったというふう思うわけですが、その点について、もしあるようであれば再度御答弁をいただきたいという確認と、次に行きます。

臨時職員、先ほど課長御答弁のように、複数の目視によって感ずる、どうなのかという状況を把握するということではございました。そうすると、臨時職員を雇う基準とございますか、

何と申しますか、そのあたりがかなり大きな要因になってくるんじゃないかなという気がするわけですね。言い方を変えれば、余りにも若過ぎてもだめだ、あるいはあくまでも年齢が上過ぎてもだめだ、これは逆に男性ではだめだとか、いろんな内容があると思うんですよ。ですから、この臨時職員の採用に当たって、どういうところを基準に採用ということを考えていらっしゃるのか、その点の分ですね。

家庭相談員さんはあくまでも状況の調査、あるいは把握、そのあたり。最終的には児相ということは私も理解はするわけですが、そのあたりの調査関係について、やはり保育所、小・中学校、このあたりの中でどのような連携が果たしてとれていらっしゃるのかなと思うわけです。特に、夏場になれば子どもたちは水遊びをするために裸になるので、わかりやすいですね。極端に言ったら、足であるとか隠れた部分、わきの下とかなんとかにあざがないとか、そういうのは水遊び関係をさせることによって割と発見しやすいわけですが、やはり水遊びがない時期、特に冬場なんかはわかりづらいと思うんですが、そのあたりの状況を確認するというのはなかなか難しいところがあるんじゃないかなと思うんですが、このあたりについて、わかる範囲で結構です。お教え願えればと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今、問題として抱えておる対象者は87名ほど、約90名ほどいらっしゃいます。その中で、児童相談所等への通報件数も数件ございます。

議長、暫時休憩をお願いします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（太田重喜君）

再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

次、職員の採用についてでございますけれども、今月の中旬ごろでしょうか、募集をいたしまして、職員の面接を行っております。その際は部長職、課長職によって面接をさせていただいております、当然この事業、この業務に適しているかというのは十分判断をいたしましたところでは。

それから、保育所等での発見の状況、夏場であれば外見から見てわかるということでございまして、確かに洋服着ておれば発見しづらいことがございます。ただ、保育所、幼稚園に通園される子どもさん、結構保育士さん方から見れば異常を発見されます。通常の行動です。私も何回か保育士さんたちと接触する中で、この件についてお話を伺いますが、問題があるような子どもさんもある程度発見いただいて、その先、どの程度の対処をしていいかというのにも研究が必要であります。それから先ほど出ました身体的なおくれですね、まだ現在の保育園の中にも結構いらっしゃるのではないかとということで把握をいたしておるところですが、これにつきましても、どうしても保護者の方の同意を得ないことには先に動けないものですから、その辺も根気よく地道にお話をさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

最後に、きのうぐらいから、けさにかけてもそうでしたけれども、結局幼い子どもたちを餓死させたということで、裁判の結果の新聞報道等があつておったわけです。それで、なぜ発見等ができなかったかというのが、住所が移っていなかったと。それで、登録ができなかったということで、結局市役所、あるいは児相についても把握そのものができていなかったということがきょうの報道等でも出ておったわけですね。

ですから、はっきり言いまして、行政としては、やはり住民票関係が来ないことにはなかなか把握しづらいということは十分理解をするわけなんですけれども、やはりこのように幼い子どもたちの命が保護者の身勝手な行動によって失われていくということは本当悲しい出来事だと思うわけでございます。ですから、先ほど愛の一声運動とか、そういうふうなお話もしておったわけなんですけれども、アパート等の施設管理者、大家さんのお話とか、そういうふうな近所のお話なんかを聞くような形の制度というものも何とか今後つくっていただいて、先ほどの高齢者、あるいは今度の児童虐待についても、まずどここのアパートとか、どここの住居にどういう家族がいるかということだけのつかみだけでも、少ない情報だとは思いますが、やはり行政は何とつかんでいく必要があると思いますし、そういうふうな制度を立ち上げていくべきだと思いますので、その点について、24年度について早急な検討をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

最近のニュースを見ておりますと、非常に残念なケースでございます。議員御指摘のとおり

り、住民票がない。行政といたしましては、まず住民票ですね、住民登録の義務がございますので、ぜひ登録はしていただきたい。そうすることによって、いろいろの行政サービス、福祉サービスも含めて受けることができるわけですが、いろいろの事情によりまして住民登録をされない方も見受けられます。そうした場合に、どうしてもこの対象から外れたり、在住していることが確認できないケースが多々見受けられます。

そういう中で、議員から御提案いただきましたので、そのことについても十分勉強をさせていただき、研究していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、13節、委託料について。（「議長、もう1点ありますよ、報酬で」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

続いて、もう1点、報酬の中では嘱託職員がごございます。これは子育てファミリーサポート事業ということで昨年からはじめられたわけです。これについては、お願い会員、まかせて会員ということでやられているかと思えますけれども、この中に嘱託職員のフォローアップ研修ということで内容が載っております。このフォローアップ研修とは別に、結局この嘱託職員がまかせて会員さんの各家庭をお訪ねすることがあるのかなど。

というのは、あくまでもこの嘱託職員は拠点である支援センターにいらっしゃるわけですよ。そこで、結局お願い会員さん、あるいはまかせて会員さんの情報を集めて、そこで紹介をする職員というふうに理解をしているんですが、それだけで果たして本当にいいのかという疑問があったんですよ。というのは、そういう調整をするのであれば、嘱託職員であっても、やはり実情を見に行く必要があるんじゃないかなという気がしたものですから、フォローアップ研修ということで嘱託職員のレベルアップはレベルアップとしての研修事業はついているとは思いますが、実情把握のために外に出ることがあるのかと思ひまして、お尋ねをするところでございます。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

このフォローアップ研修でございます。この事業が昨年の7月より実施をしたところでございますが、現在ではお願い会員として84名、まかせて会員が120名ほどいらっしゃいます。その中で、利用状況、利用実績といたしまして、今100件ほどの実績がございます。

そういう中で、まかせて会員さんのフォローアップでございますけれども、発足後、四、五回集まっていただきまして、お互いの情報交換等をさせていただいております。それから、当然臨時職員でありますので、本格的なことは職員で対応をいたしておるところで、24年度としては、子どもの遊びとか、子どもの心と体の発達とか、安全対策を含めた緊急時の対応、こだわりのある子どもについてのかかわり方等を研修していく予定であります。

ただ、23年度は発足して両会員さんの募集のほうに積極的に動いておりましたので、十分な研修はできておらず、たしか1回だけだったと思います。

と同時に、このまかせて会員さんの中でリーダーの方がいらっしゃいます。この方とは、家まで訪問をいたしまして、四、五回自宅を訪問させていただいて、いろいろの問題点等のすり合わせを行っておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

嘱託職員がどこまで職務権限として動けるのかという制約があると思うんですよね。それはわかるんです。そういう中で、結局嘱託職員がフォローアップの研修とかなんとかをされるわけですよね、まかせて会員さんのために。だから、事業の中でそういう個人さんと一番接点があるのがこの嘱託職員なものですから、こういう質問をしているんですけれども、実務の状態というものがどういうものかということもやはり時折把握する必要があるだろうという気がしたものですから、それが嘱託職員ができるのか、あるいはできないのかということの判断も必要かと思いますが、その点について、もう一回嘱託職員の職務範囲というものについてお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

嘱託職員ということで、業務の範囲、どうしても範囲が狭くなるかと思えます。ただ、この嘱託職員についても、まかせて会員、お願い会員の方と接触して、情報の共有化が必要であると認識しております。そういう中で、まかせて会員さんの会合、会議のときには一緒に同席をして、また嘱託職員のほうからも意見等を発表いたしておるところです。

まだ立ち上がったばかりで、100%の活動にはほど遠いかもわかりませんが、順次すばら

しい制度となるように頑張っていきたいというふうに考えます。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

議案質疑の途中でございますが、ここで13時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

13節. 委託料について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

では、委託料の放課後児童健全育成事業についてお尋ねをしたいと思います。

金額につきましては、年々増加の傾向でありますし、今、国の補助、あるいは県の補助というふうに大きく、そのあたりの分については、財源的にはかなり一般財源の持ち出しそのものは少なくなっておるという実情はわかります。

そういう中で、嬉野市におきましても、開設時間を18時半までというふうに延ばしたわけでございますが、この迎えの状況はどういうふうな状況にあるのかという点と、武雄市、あるいは鹿島市、このあたりの周辺の市の利用料について、本市の利用料との差はどういうふうな状況にあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、1点目が時間延長したことによります影響と申しますか、そういうことについてでございますけれども、今報告を受けている分では、時間延長前までは同居でない祖父母がお迎えに来ておられたということですが、今回、時間延長したことにより父母のお迎えが目立ってきたということで、その効果が出てきておるんじゃないかなというふうに思います。

それから、直接お父さん、お母さんが迎えに来られる関係で、いろいろお知らせ等が順調に、素直に伝わっていく。おじいちゃん、おばあちゃんを一回経由いたしますと、どうしても十分な情報が伝わらないケースもございましたけれども、直接伝えることができたということで、よかったというふうに考えます。

それと、もう1つが周辺の利用状況ということでございます。

嬉野市は公設民営でございます。近隣におきましては、公設公営で事業が運営をされております。そういうことで、嬉野だけが公設民営という形をとっているということで、利用料

につきましては、嬉野の場合は3,000円のおやつ代をいただいております。それから、近隣の公設公営のところにつきましては3,000円とか2,000円とかございますけれども、これは利用料として市のほうで収納をされておるようで、料金については一概に比較できない部分がございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

18時半まで延びたことによって、お父さん、お母さんがお迎えに来ていただく機会が多くなって、以前みたいな連絡の不備についてはかなり解消ができたということで、メリットの点について御報告をいただきました。逆に、18時半以降になっても、やっぱりお迎えそのものがなかなか来ていただけないというふうな事例がないものか。そういう御家庭については、仮に遅くなった場合は、多分携帯とかなんとか連絡網のあるところで御連絡はされていると思うんですけども、そういう方は頻繁にそういう事例をつくっている実態がないのか。もしあった場合は、どのような対応をされているのかと思うんですよ。結局お勤めの時間帯を考慮して18時半になったにもかかわらず、なかなかお迎えに来ていただけないということがあるならば、それは利用者に対して、もっと強くそのあたりの改善を求めなければいけないわけですね。施設の延長じゃなくて、利用者に対してですね。そのあたりがどうなっているのかなと思います。

そのあと、もう1点、利用料の件なんですけれども、あくまでも嬉野市におきましては、利用料ではないと。おやつ代であるということで、言い方を変えれば利用料はただということになるわけですね。おやつ代ですので、利用料ではないと。施設の運用の利用料ではありませんので。周辺市が2,000円とか3,000円の利用料を取られていると。それが公設公営、公設民営、それは形態は多々あると思うんですけども、やはりそのあたりの利用料の徴収というものは、私、前々からも言っていましたけれども、若干の負担は利用者がすべきじゃないかなという気がいたします。単純にこの2,700万円ちょっとの予算を利用者で仮に割ったとすれば、大体月額10千円前後ぐらいになると思うんですよ。単純に割ればですよ。結局そういうふうな1人当たり10千円近くのお金がかかっているわけでございますので、そのうちの幾らかについては、やっぱり利用者も払うべきじゃないかなと、そういうふう思うんですが、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員御指摘の時間を過ぎてもお迎えに来ていただけない事例、これは何件か報告は聞いております。こうした場合には、そのときの担当の先生方の厚意によって、それまで待っていただいているというお話は聞いております。御指摘のとおり、時間延長するんじゃなくて、保護者の方に時間を守ってもらうということが一番大切なことと感じております。

こういう事例がどれくらいあるのか、ちょっと一回調査をしてみたいと思います。常習的に行われているのか、たまたま業務とかの関係でその日だけやむを得なくておくれたのか、その辺の把握をしてみたいと考えます。

それから、利用料につきまして、嬉野市は公設民営ということで利用料をいただいております。議員おっしゃるとおり、受益者負担というのも重要な課題というふうに考えます。そういう中で、保護者のほうから見れば、当然費用がかからないほうが好ましい、望まれると思いますけれども、ある程度の受益者負担については研究する必要性を認めるものでございまして、24年度におきまして、議会の皆さん方の御意見等もお伺いしながら研究できればというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

お迎えのおくれについては、調査を一回してみてください。もし常態的におくれるような方がいらっしゃるのであれば、やはり利用の制限というところも持っていないと、結局なし崩し的にいつまでも、これを見ていらっしゃる方がずっと外で待つような状態になると思います。ですから、やはりそのあたりもきちっとした対応というものをとっていないと、これは後々、この制度そのものが壊れていく要因になると思いますので、その点については十分検討をしてください。

利用の件なんですけれども、これは私、2年ぐらい前から、この利用料について多分質問をしてきたと思うんですよ。一般質問でもした経緯があると思います。ですから、周辺のところを見たときに、やはり武雄市さんであれば3,000円であるというふうな事例もそのときに言った経緯もあるわけですよ。今初めて言ったわけじゃないんです。そのあたりを十分踏まえて、今、研究をしてみたいというふうな御答弁でしたけれども、市長は以前、私は利用料の負担というものについて、周辺市の事例を見ながら、若干でもいいけん、やはり嬉野市も利用料ということで徴収すべきじゃないですかというふうな一般質問もした経緯があったと思うんですけれども、それから多分2年近くたっていると思うんですよね。それでも、今、課長答弁でいけば、ことし一年、また研究をしてみたいということですが、今までも何も結局検討をしていなかったというふうに考えていいのか、市長の御答弁と担当課の御答弁と両方いただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

確かに議員のおっしゃるとおり、前から課題としていただいております。それで、今、徳永課長は福祉課に来ておりますけれども、当時、財政課のときに一回話をしたんですけれども、先ほどお話に出ているように、もう3,000円をいただいているわけですね。それに上乘せしての負担というのはやっぱりきついんじゃないだろうかということで、できれば今委託をしているところにお話をして、3,000円の中から少しでもということは研究をいたしましたけれども、歳入の協議をするときに、どういう形にするか。使用料というのは、学校を使用する条例——嬉野市はほとんど教育施設を利用していますので、その取り扱いをどうするかということで、まだ最後までよく煮詰めていないという状況です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今の件につきましては、担当部長がお答えしましたように、いわゆるある程度の受益者負担と申しますか、負担をお願いしていくという方向は出しておるところでございますので、これから詰めに——詰めというのは語弊がありますが、これからはっきりした形で制度として導入したいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、19節、負担金、補助及び交付金について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

一応日本スポーツ振興センターが計上された理由ということでお尋ねしていますので、この点について簡単をお願いします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

日本スポーツ振興センター負担金、これは園児の保険料でございます。昨年度までは保育所運営費のほうで計上いたしておりましたが、今回廃止になった関係で24年度にもお願いをしておるわけですが、これにつきましては、この保険の契約基準日というのが5月1日現在になります。その後の増の分については、翌年度払いとなる関係から、保育所運営費のほうからこちらのほうに科目を変えて計上をいたしておるところです。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。

○13番（神近勝彦君）

はい、いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．児童福祉費、2目．母子父子福祉費、20節．扶助費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今度、152ページの扶助費になるんですが、この分で前回まで一時保護費が計上されておりましたけれども、されておりましたので、その点についてお尋ねをしたいのと、続けていきます。ひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、子どもの数が減ったのか、家庭が減ったのか。このあたりが若干減額となっておりますので、その点について。また、児童扶養手当も当初と比較すると減となっておりますので、要因的にはこれと連動しているのかなという気がいたしますので、この3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

一時保護費につきまして、今年度は計上いたしておりません。これは実績に基づくもので、平成18年度ぐらいから実績が上がっておりませんでしたので、今回削除させていただいております。

それから、ひとり親家庭等医療費助成事業でございますけれども、平成22年度で1,530万円、平成23年度見込みでも1,530万円ということで、大体これは実績がこれくらいで安定してきたのではないかとということで判断いたしまして、1,600万円の予算計上をいたしておりますが、実績よりは100万円程度大きく予算計上をしておるのは、医療費ということで変動がどうなるかわかりませんので、若干実績より多く予算計上をさせていただいております。

それから、児童扶養手当、当初と比較すると減になっているということでございますけれども、これも実績に基づきまして、今回減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ひとり親とか児童扶養手当、実績に基づいての計上というのは大体理解できるんですよ。ですから、その要因として、どういうところなのかなと思ひまして。今、かなり厳しい経済状況の中で、逆に減っていつているというところの理由がちょっと聞きたかったんですよ。

というのは、3月補正のときにお尋ねしましたけれども、生活保護についても、今、減の方向になっていたわけなんですけれども、そのときの理由というのは、やっぱりいろんな調査とか、それからひとり暮らしを親族のところとかに戻っていただくとかいうふうな施策といますか、いろんなことをやられて生活保護費については若干減っていった経緯というのを聞きしたわけですね、3月補正のときに。ですけれども、このひとり親とか児童扶養手当が減っていく要因というのは、実績というのはわかるんですけれども、これが減少をしている実態の理由としてをお尋ねしているんですが。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

減の理由ということでございますけれども、平成22年8月に父子が拡大されました。そうしたことによりまして、その分の増額を見込んで予算計上をいたしておりましたが、予算見込みより少なく実績が確定されたということでございます。

また、児童扶養手当につきましても、どうしても歳出が不足する事態を避けたいということで、若干予算としては確保しておく必要があるということで計上をお願いしておりましたが、大体この数字で確定していくんじゃないかという予想のもとに、今回減額をさせていただいております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。

○13番（神近勝彦君）

はい、いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、3項．生活保護費、1目．生活保護総務費、1節．報酬について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

154ページの報酬ですね、この嘱託職員、この分で生活保護受給者就労支援事業というのは県とか他市での査察指導員やケースワーカーの経験者、それからハローワークのOBなどを採用したいということでございましたけれども、昨年度からどうであったのか。今年度についてもどうであるのか。

そして、昨年度の就労相談、就労実現、保護受給者の訪問などの実績というものがどういう状況であったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えします。

就労支援員につきましては、昨年の8月からハローワークの勤務経験のある方を配置しております。

活動の対象者としては、生活保護受給中の稼働年齢層、18歳から64歳までの受給者の方々ですが、その中でも稼働能力のある方という判定ができる六十数名という人数になりますけれども、そういう方々が対象です。なおかつ、その中にも現在就労中の方も半分以上いらっしゃいますので、その稼働年齢層の六十数年のうち、未就労の30名前後を対象に就労支援を行っております。

昨年8月から1月までの実績ですが、14名の受給者の方に就労支援を実施しております。そのうち1月までに3名の就労がかなって、今現在、稼働をしているという状況にあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、対象者並びに実際3名さんが就労ができたということの実績までお伺いをいたしました。今後もそのあたり十分支援をしていただきたいなという気がいたしますし、嘱託職員ですから、多分継続でできるんじゃないかなという気がするんですね。そのあたりについて、新たな採用を見込まれているのか、それとも23年度で雇用された方を継続で採用していくのか、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

昨年8月から配置をした就労支援員は、8月からですから、ことしの7月までの1年間は就労いただくというか、御加勢をいただくことでお願いしています。また、1年経過をした後については、その前段で本人の意思確認も含めて行った上で対応を考えているところです。

なお、就労活動、あくまでも就労がかなって自立するというのが一番望ましいことなんですけど、この活動の中には自立に対する努力を求めていくということも一つの目的に持っておりますので、そういう形での就労支援という位置づけで今当たっているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、その方が結局継続での就労はしないということであれば、再度新たな募集をかけるということになるわけですね。そうすると、昨年度の、今言ったようにハローワーク経験者であるとかOBの方であるとかという条件は変わらないだろうという気がいたしますが、その間、募集をかけるまでの間の幾らかの空白期間が生じるかと思っておりますので、そのあたりの継続での就労ができるのかできないのかという把握を早目に行って、この就労支援の空白期間が生じないように、よろしく対応をお願いしたいと思います。もう答弁いいです。

○議長（太田重喜君）

いいですか。

○13番（神近勝彦君）

はい、いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、3項．生活保護費、2目．扶助費、20節．扶助費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、生活保護費の扶助費について質問をいたします。

先ほどの報酬とも関連ありますので、続けながら質問いたします。

まず、この項目につきましては、さきの3月の補正で減額になりまして、初めて実績として、まだ決算はできておりませんが、前年度を下回る予想であります。それを踏まえながらの今回の当初予算ではないかと思っておりますが、前年度当初予算より2,250万円の減額の5億9万3,000円が計上をされております。そういった面では、23年度の実績並みということで思っております。

質問の中で3点出していますけれども、先に減額の要因となる分については、先般の3月補正で上がった審査がより厳しくなったという回答をいただいております。その審査が厳しくなったということにつきましては、制度が変わったものなのか、今の制度の中でより厳しく審査をしたのかということで、まず先にお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

審査が厳しくなったというふうな説明をしたのか、そういうあれじゃなくて、なかなか安

易な申請はできないような周知が図られてきたんじゃないかならうかという意味でのお答えを、前回、3月補正の説明の中ではさせていただいたと記憶しております。

審査の内容については、従前より変わりはありません。ただ、担当しますケースワーカーの能力も経験も伸びておりますし、研修も進んでおりますので、そういう点においては、審査項目が非常に厳しく点検ができる内容は整ってきているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、審査が厳しくなったというより、申請の段階でより厳格に内容をしながら見ているということですね。言い方を変えれば、そしたら、今までが少し甘かったという分もあるのでしょうか、そこら辺についてはいかがでしょうか。制度そのものは変わっていないということであれば。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

生活保護の申請を受け付ける前段に、それぞれ相談に見える中で、その相談の中で制度の内容を十分御説明申し上げます。生活保護の受給に関しては、生活費の扶助を受ける反面、もろもろの制限もあるという説明も十分にいたしております。そういう中で、申請者の方がその時点ではまだ相談者ですが、申請には至らずに、もう一回自分で努力をしたいと、そういう選択をされるという意味での相談のときに一定の深い部分までの説明ができるようになったというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

私も先ほどの神近議員の質問と同じ就労支援ですね、受給者に対する就労支援につきまして、一昨年から補助事業をなさっておられますけれども、この分が効果が3名ほど実際就労に向かわれたということであっております。ということでもありますので、一応先ほどの神近議員の質問の中で私なりに承知をいたしましたので、そのことは結構です。

その就労支援ですけれども、1名の181万円の県費が入っていますけれども、就労支援についての業務内容というのはどういった形でなされるんですか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

就労支援員の業務内容ですが、先ほど申し上げました保護受給者のうち、稼働年齢層に当たる方で未就労の方、この方々の家庭訪問から始まりまして、ハローワークのもろもろの研修への参加とか、ハローワークそのものに同行をして求職活動を支援するとか、具体的にその活動の中身に入って就労活動、これを支援していると。実際ハローワークに同行して、そこでハローワークの職員の職の説明を聞くとか、面接の指導をしたりとか、個々具体的な項目までその活動の中には入っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

もう結構です。取り下げます。

○議長（太田重喜君）

これで第3款、民生費の質疑を終わります。

次に、歳出157ページから173ページまで、第4款、衛生費について質疑を行います。

1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、19節、負担金、補助及び交付金について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

158ページの補助金の件で、AEDの設置なんですけれども、宿泊施設が対象ということでは条例関係でも決まっていると思うんですけれども、対象事業所は何件ぐらいなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

AEDの設置事業につきましては、平成18年度から実施をしております、平成21年度までに6カ所の旅館に助成をしております。

平成22年度には補助金申請がございましたので、助成がなく、不用額として処理をいたしております。そのようなことから、平成23年度は予算を計上しておりませんでした。今回、東日本大震災を経験いたしまして、不測の事態に対処することが求められるんじゃないかということを想定いたしまして、新年度にAED設置の予算を計上したものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、今のところはどこが申請をしたということはないということでもいいわけですよ。

このAEDの補助金の内容でいくと、これは旅館、宿泊施設に限定をされていると思うんですよ。そういう中で、不特定多数の方が集まる施設ということで旅館というふうな形にはなっているとは思いますが、嬉野市内を見渡したときに、結局民間の施設の中で不特定多数の方が集まるといえば、スーパーもあるわけですよ。スーパーについては、このAEDの補助対象にならない理由と、もしスーパー関係がこのあたりをつけたいと言ってきたときには、どういうふうな対応ができるのか、あるいは規則とかなんとかで宿泊施設というふうな項目で規定されておりますので、これは対象外ということで自主的な購入に義務づけられるのか、そのあたりについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

このAEDの設置事業につきましては、嬉野市の自動体外式除細動器購入費の補助金要綱がございまして、その中に、これはひとにやさしい観光地づくりの一環として、観光客の安全・安心に寄与するためにAEDを購入して設置する宿泊施設とございますので、これはあくまでも旅館の設置だということでございます。

あと、商業施設ということでございますけれども、これはやはりそちらのほうで購入いただくのが妥当だと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

そんなら、部長でも結構です。最初の趣旨はわかるわけですよ。でも、結局今回みたいに震災があるとか、そういうふうな災害関係、あるいはやはりどうしても今子どもたちなんかは結構心臓とか、そういうところに対しての疾患を持つ子も若干ふえてきつつある傾向もあるわけですよ。そうすると、公共施設とか旅館については、こういうふうな補助金要綱があってできるわけですよ。言い方を変えれば、嬉野市内の市民の皆さんを対象にしていけないわけですよ、この補助金要綱は。あくまでも旅館と限定された職種でいくのがおかしいんじゃないかなという気は私はするわけですよ。やはり不特定多数の市民の皆さんが集まる場所、今言ったようにスーパーですよ。そういう場所にもやはり設置の義務づけ関係も

必要だと思いますし、申請をされれば補助金の受け付け関係も条項関係を変えていくべきじゃないかなという気がするわけですよ。そのあたりの考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

神近議員のおっしゃることは、私もよくわかります。最初、要綱を見て、施設が限定されておりましたので、健康づくり課で所管しているにすれば、本当はもっと幅広くすべきじゃないかなと個人的には思っておりましたけれども、上司に一応相談をして、そういう条件をどうするかというのはちょっと相談をしたいと思います。

以上です。（「はい、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

もういいですか。

○13番（神近勝彦君）

はい、いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、1項．保健衛生費、2目．健康増進費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

8節．報償費について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

健康増進費の報償費についてお尋ねをしたいと思います。

今年度も佐賀県自殺対策緊急強化基金事業ということで、講師謝金から、いろいろな分野について予算づけがされています。一括で質問をしたいと思います。

22年度につきましては、民生委員さん、母子健康推進員さん、23年度につきましては食生活改善推進員さんを対象に研修会が開催をされたというふうに記憶をしているところでございます。24年度につきましてはの研修をされる対象は、どういう方が対象なのか。

また、講習会を計画されているものと思いますけれども、この講習会はどういう方を対象にして、どういう人数ぐらいでやられるのかという点。

次に、吉田公民館のほうに図書購入というふうに上がっております。その図書の活用と、吉田地区を強化モデルというふうに位置づけられておるわけでございますけれども、この吉田地区を強化モデルとした基本的な考え方、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

まず、1点目の対象はということでございますけれども、新年度の支援者研修会は地域で御活躍をいただいている市議会議員の皆様や行政嘱託員の皆様に1回、そして市役所の職員を対象に2回の研修会を計画しております。

2点目の対象参加人数はということでございますけれども、一応議会議員の皆様が18名、行政嘱託員が88名、市の職員が217名、合計で323名程度を見込んでおります。

3点目の図書を活用と強化モデルということでございます。

自殺対策緊急強化基金事業には、補助事業のメニューで4つのメニューがございます。対面型相談支援事業と人材養成事業、そして3点目が普及啓発事業、4点目に強化モデル事業とございます。その強化モデル事業には、地域モデル事業と心といのちの文庫事業がございます。心といのちの文庫事業に図書等を整備する項目がありますので、新年度では吉田公民館に図書を整備いたしまして、地域住民の方が図書を利用することによりまして命のとうとさを再認識していただければと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

研修会、講習会につきましては、私ども議会、また区長さんたちの嘱託員、また職員ということで御説明をいただきました。そして、民生委員さんとか、そういうところの交代された方、母子健康相談員さんとか食生活改善推進員さんはそうかわっていらっしゃらないかなと思いますけれども、民生委員さんはもしかすると、これは22年度のことですので、あれから今年度で2年になりますので、中には交代された方もいらっしゃるかもわからないわけですが、こういう交代された方については、翌年に研修を受けてくださいというふうなことはないのか。もしあるとすれば、今回、24年度の私たちを対象にした講習会のときに一緒に受ける機会というのはあると思っておりますので、このあたりの考え方をお聞かせ願いたいと思いますし、図書購入につきましては、いろんな補助事業を受ける項目の中に心といのちの文庫事業の項目があって吉田を選ばれたということで、要は吉田地区を選ばれた理由というところが見えていないし、この図書を利用した自殺対策に対する地域の取り組みというものが若干見えづらいんですが、結局図書を利用して地域住民の方におっしゃっていることは十分わかるんですけどね、わかるんですけども、具体的に図書を購入することによってどのようなことをやっていくのかとか、そういう事業の中身というのはまだ決まっていないというふうにご考慮よろしいんですかね。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

1点目の民生児童委員の方の研修ということでございますけれども、一応民生児童委員の研修が塩田と嬉野にはございますので、かわられた民生委員さんもいらっしゃいますので、時間をいただいて、こちらのほうから出向いて研修をしていく必要もあるかと思えます。

それと、2点目の図書の問題でございますけれども、吉田公民館のほうに図書を置かせてもらって、まず意識づけをしてもらうのが当初の目的だと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

時間が限られていますので、早く終わりたいんですけども、まず民生委員さんの交代とか各委員さんの交代があったときに、わざわざこちらから出向いていくという対応の優しさはわかるんですけども、そうすると、一人一人個別に対応するというふうな形になるんですけども、それが本当にできるのかなというちょっと疑問点がありますので、もう一回、再度そのあたりを検討というか、本当にそれでいいのかどうか考えてみてください。

吉田地区のこの図書の利用については、課内でもっと御検討いただきたいなど。ただ購入するだけで地域の意識の向上というふうにはちょっと私はとれませんので、どういうふうにしたら、この図書購入を有効利用できるかという具体的な内容については、課内で十分御検討をいただきたいというふうに要望しておきます。もう答弁いいです。

○議長（太田重喜君）

次に、13節、委託料について。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは、13節の委託料ですね、160ページについて質問いたしますが、この中で大きく健康総合計画策定業務というのが新たに計画をされております。確かに市民のいわゆる健康づくりの認識が低いということで、新たにこういう計画を立ててということだろうというふうに思うんですが、資料の78ページに説明資料がありますので、大体わかるわけですが、基本的なことを若干詳しく教えていただきたいのが、意識調査、分析の実施というふうにあるわけですが、要するに具体的にどのような内容を調査し、これはすべての家庭の調査を行うのか、いつごろからいつごろまでの期間で行って、どのような内容で調査をするのかというのをまず教えていただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

嬉野健康総合計画書は、平成20年3月に、平成20年度から平成24年度までの5カ年計画と

して策定をしております。24年度が改定時期となりますので、新たな計画策定に向けた市民の健康に関する意識調査が必要となります。健康に関する意識調査、分析の実施についての具体的なことは、これから嬉野市の健康づくり推進協議会で計画の内容を協議することになります。

この件につきましては、前回の分でお答えしてよろしいですか。一応市民の意識調査では、妊婦50名、乳幼児保護者200名、20歳から39歳の市民の方が250名、40歳から74歳の市民の方が500名、合計1,000名を対象に実施をしております。あと、団体のヒアリング調査では、嬉野市の食改協と嬉野市の母子保健推進員さんを対象に実施をしております。

この時期でございますけれども、4月から5月ぐらいに行いたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時46分 休憩

午後 1 時46分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

大体内容はわかりました。

それともう1点が、この760万円という委託料、これについて、例えば、計画書を500冊、概要版1万部というふうにあるわけですが、要するにこの計画書といたしますか、総合計画をつくって、その計画書の500冊、いわゆる概要版の1万部というところも含めたところでの委託料なのか、それとも計画書を作成するだけの委託料なのか、お聞かせください。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

作成過程においては、やっぱり専門的なアドバイスを受けるために、一応、業者の委託を考えております。移行調査の分析等、計画の内容等、一応、今議員おっしゃられたように、計画書の印刷等を含めた委託でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

各種がん検診の検診率については、文教厚生常任委員会のほうに資料の提出されておしま

すので、それで大体わかりましたので、結構です。

取り組みについても補正予算のときにお尋ねをしましたので、それについても結構です。

ただし、ピロリ菌の検査について、ちょっとお尋ねをしたいのが、これは30歳を限定というふうにされているわけですよ。これを単独で行うとなれば、やはり受診者というのがなかなか難しいと思うんですよね。となると、各種検診の連携の中でやっていくのが一番受診率のアップにはつながると思うんですけれども、各種検診を見たときに、女性は乳がんとか子宮頸がんの検診の中に30歳の項目というのがあるわけですね。そのときに検査できるわけなんですけれども、男性については、私の知っている限りでいきますと、健康づくり検診の中に19歳から39歳までの対象者という項目だけしか見当たらなかったんですよ。そうなったときに、本当に特に男性の場合は、この30歳を限定としたピロリ菌の検査というのが果たして可能なのかなと思ったんですけれども、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

30歳に限定したのはなぜかという御質問でございますけれども、嬉野市内のがんによる死亡率は、胃がんが第1位でございます。そのがんの発生はやっぱり食生活やピロリ菌の感染が原因として深くかかわっていることがわかっております。また、日本人の60%以上が感染していると言われております。40歳以上は総合がん検診等を実施していることを踏まえまして、若い世代からの健康に関する検診意識を高めるために、30歳の節目として対処して設定をいたしました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

検診のあり方だと思うんですけれども、これについては、脳ドックというか、30歳の方全員にこちらから受診券をお送りしたいと思っております。ですから、ほかの検診と一緒にできませんので、医療機関に行っていただいて受けていただきたいと思います。これについては、まだ医師会との調整ができておりませんので、そこら辺をきちんと済ませてから、一部内諾をいただいておりますけれども、皆さん全員にはまだお話をしておりませんので、きちんとお話をしてから、対象者の方に受診券をお渡ししたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。今から医師会とか、そういうところとお話し合いだと思えますけれども、単独でしかできないというふうなお話ですよ、言い方をかえれば。個人個人に受診表をお渡しするということですので。ただ私が懸念するのは、そうなったときに、どれだけの方がそれだけのためにするのかという気がしているんですよ。ですから、先ほど質問したように、女性であれば乳がんとか子宮頸がんのがん検診とか、そういうふうな30歳の節目の事業というのがありますので、そういうときに一緒に結局そういうを出すのかなという気がしたんですよ。30歳という一つの年齢設定が女性にあったので。ところが、男性についてはなかったんですよ、その30歳限定の検診という項目が。だから、男性については、今部長が言われているように、受診表を30歳の方にやっても、なかなかそれを受けられる方が少ないんじゃないかなという気がしたんですよ。それが補正予算のときにも質問したように、お勤めになられていて、事業所の中で健診関係があるところは多分いいと思うんですよ。要は。そういうことで行政のほうから各事業所のほうに、こういう30歳を限定をしたピロリ菌の検査分を送っていますので、各事業所の方は対象の従業員さんの方に、職員さんの方にこれを受けるといって通知を回していただければ、事業所の方は多分率先してできると思うんですよ。だから、そういうふうな方法をとるとか、あるいは事業所に入っていない国保の方については、個別の連絡をまたとるとか、そういうふうなところがどうなのかなと思ってですね、質問をしているんですけども、そのあたりの考え方はどがんですか。私の考え方が違うかな。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

御本人一人一人にそれが届くようにしたいということです。ですから、一般的な周知をするとかということじゃなくて、本人さんに届きますので、周知自体は完全にできるかなと、その通知を破られない限りはですね。できるかなと思いますけれども、あと何しろ今度初めて計画をしていますので、そこら辺また今年度の実績を見て、そして医療機関等のどういうことが支障になるのか、また行かなかった人に対する調査みたいなこともやって、次からのステップにできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、1項. 保健衛生費、3目. 母子保健事業費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

8節. 報償費について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

母子保健事業の報償費、3歳児の健診もあります、1歳半でもあります。これは以前私、何回となく一般質問で言ってきたことなんですけれども、眼科に対する健診というものが、結局、母子保健法の中にはないということで健診の中に入っておりません。これは今までも何回か質問しました。市長からも個人的にはやりたいということで思っていると。しかし、医師会のほうと御相談をしたところ、やはり3歳児の中で本当に眼科健診を受けるだけの能力といえますか、そのあたりの診察に対する対応ができるのかというふうなところで、なかなか実現は難しいのではないかとというふうな御答弁をいただいた経緯もございますが、やはり今、子どもたちの目に対する健診というものをやっていたらいけないと私は常日ごろから思っているんですけれども、嬉野市単独で、やっぱり3歳児での眼科健診というものができないのかなと思ひまして、このあたりの考え方を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

3歳児健診では、母子保健法という法律で定められておりますけれども、その中で、目の疾病及び異常の有無については、検査の必須項目になっております。嬉野市の視力の検査は、4回のランドルト環を用いて、2.5メートル離れたところから見えているかという検査をしております。これは事前に御自宅で視力検査をしてもらっておりますけれども、自宅で検査ができなかったり、よく見えない状況であれば、健診会場で看護師が再度健診を実施をしております。それでも見えない場合は、小児科医の診察の結果、保健センターで再度検査を受けてもらうよう眼科医の受診を進めております。現在のところ、3歳児健診で眼科医の導入は予定をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

私もそのあたりの母子保健法のことについては、熟知しているわけですが、できれば眼科健診をもっと国のほうで積極的に進めていただければ、もうちょっと子どもたちの視力の改善につながっていくんじゃないかと思ひますので、このあたり、できましたら母子保健法の中に眼科の健診というものが入りますように、担当課においても研究等をしていただければというふうに要望しておきます。要りません、後は。

○議長（太田重喜君）

次に、13節、委託料について。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

13節の妊婦健康診査事業と母子保健一般事業の妊婦歯科健康診査について、2項目、通告を出しておりますので、答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

1点目の妊婦健康診査事業と母子保健一般事業と、委託料の中で別々に計上されている理由ということでございます。妊婦健康診査事業は、国の制度で、妊婦健康診査の受診券を14枚交付をしております。妊婦歯科健康診査は市の単独事業で歯科医師会へ委託をしております。妊婦の歯の健康チェック及び指導を行っております。これは同じ妊婦さんが対象となりますけれども、国の事業と市の単独事業を分けて予算計上させてもらっております。

以上でございます。（「2項目めは」と呼ぶ者あり）

2項目めの妊婦歯科健康診査は、市の単独事業として行われているが、近隣の市町でも実施されているかということでございます。妊婦歯科健康診査については、杵藤管内の市町では実施をされておられません。県内では佐賀市、小城市が実施をしております。あとは鳥栖市では歯科医師会が実施をされております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

妊婦健康診査の場合の14回ということでありましたが、若干これは今年度、平成24年度は14回の振り分けが変わっているように説明書ではありますが、その辺の説明と、それからこれは補正のときもお尋ねしました。歯科健診のほうで大きく減額をされていて、230人の対象者が100人程度ということで、130人分減額をしたということでした。市報の5月号より歯科コーナーを新設して、その辺のPRをしたいということでありました。その中で、原因調査をしてみたいということでありましたので、どの辺の調査をされるのか、2点お伺いします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時1分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

事業内容にG B S とクラミジア検査が今回ふえております。

以上でございます。（「ふえたぎ、何かが減っておる。14回はふえとらんわけやろう」と呼ぶ者あり）

基本健診等検査14項目が1枚、あと基本健診等諸検査4項目が2枚、基本健診等G B S とクラミジア検査が1枚、また基本健診は10枚で、計の14枚でございます。

以上でございます。（「基本健診の11枚が10枚になっておるね」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

歯科の健診の未受診者についてなんですけれども、この間、補正の協議をしていただいた後に、事務室で話をしましたけれども、この健康診査に限らず、未受診者をなぜ来られなかったか、受けられなかったかという調査を、どれについても余り追跡があっていないようですので、話したのは、やっぱりそういうことをやってみないと、どういう対策が打てるかもわからないということを行いましたので、不特定多数で調査が難しいものは別として、対象が絞れて、そして未受診の方については、なぜ来られなかったかということピックアップして聞いてみたいというふうに思っております。いろんな原因があるとは思いますが、やってみたいなと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それともう1点、歯科健診が161万円の230人ですから、大体これ1回7,000円ぐらいの経費かなと思っております。これが今回、146万9,000円、若干減っているわけですね。受診者は230人というふうな説明がありましたが、その辺の理由と、先ほど答弁をいただきました。補正のときも申し上げましたが、杵藤管内ではこれ嬉野市だけの単独事業。これまさに谷口市政の少子化対策、それから子育て支援に対する大きな施策の本当大きな柱と思えます。特に中学生の医療費まで延長してみたりというのは、外に大いにPRすべき、これがやはり受診率が半分にも満たないということですので、先ほど部長が言われましたように、追跡調査あたりをもう一回しっかりやってみて、どの辺に原因があるのか、しっかり対応をしていただきたいと思っておりますので、その辺は後で一般質問なりすることにいたしまして、その金額の減額になった理由を尋ねます。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

すみません、申しわけございませんでした。委託の実績でございます。638万4,000円が委託の実績で、差額はそうなります。

以上でございます。（「歯科健診よ。14万1,000円の減額。後でも議長よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

すみません、後で回答してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、19節、負担金補助及び交付金について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

補助金の不妊治療費の助成事業についてお尋ねをします。

昨年の12月の補正において、このあたりが増額になって、今回の24年度の予算額70万円と一緒に金額になっているわけでございます。10名さんが対象ということなんですけれども、70万円ということは、現在、その10名さん以外は今のところ希望者がいないというふうに考えてよろしいのかなと思ひまして、またその10名さんのほうから何か要望事項等がないのかということ。その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

要望があっていないかどうかということです。（「そうです」と呼ぶ者あり）24年度では、23年度補正分を含めたところでの件数10件をしておりますけれども、その10件を超えての要望があっているとかいうのは、今のところないわけですが、この実績を踏まえて予算

をお願いしております。

22年度実績で7件の63万4,000円、23年度は3月10日時点で5件の44万5,000円ですけれども、今月中にあと1件の申請がなされる見込みということで、24年度はここに計上しております金額をお願いをしているというところです。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

12月の補正の折に、10名さんぐらいということで70万円に増額になったわけですね。ということで、そのままの実績ということで、今年度の24年度についても70万円の予算計上というふうに理解はしているんですよ。そういう中で、先ほど言ったように、受けていらっしゃる方からの要望事項等がなかったのかなと思ひまして、お尋ねをしたところでございます。

それから、もう1点が、私の知り合いの方からお尋ねがあったときに、嬉野市は不妊治療に対する何か助成はないんですかというふうに私尋ねられました、女性の方から。その方も不妊で悩んでおられますけれども、そこで、こういうのがありますよということで、そのとき御紹介はしたわけですね。嬉野市で、県もありますよと。こういうふうな形の取り組みをしていますので。そいけんが、ちょっと調べてみてみればすぐあるよというふうなお話をしたんですけれども、なかなかすべていろんな事業に関してもそうなんですけども、やっぱりせっかくこういうようないろいろないい事業をやっている、やはりすべての方に知っていただけないというのが、なかなか行政のつらいところなのかなというふうに思いますので、もう少しそのあたりの若い女性の皆さんに知らせる方法はないのかなと私もそのとき思ったんですけれども、なかなかPTAというても、子どもがいらっしゃるらないので、対象にはならないとか、若い女性での何かつながりがあるのかなと思ったら、若い女性の皆さんとそういうつながりがあるようなサークルとかがなかなか見当たらずで、何かいい方法はないかなということで私も考えたんですけれども、なかなか思い浮かびませんでした。その点で、もしいいPRの仕方、広報の啓発があるようであれば、行政のほうでも考えていただきたいなという気がしたものですから、再度確認だけさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

まず、要望はないかという御質問に対してお答えいたします。

補助金申請は健康づくり課の窓口で受け付けをしておりますけれども、申請内容が非常にナーバスですので、特に要望等は今まではあっておりません。そして不妊治療費がやっぱり高額であることから、県の補助金と合わせて経済的な負担減になっていると思っております。

それと、広報の件でございますけれども、嬉野市ではホームページ、また県の保健福祉事

務所を通じまして、市の助成事業の対象の方々に周知をしていただいておりますけれども、今後も市のホームページと広報紙等を利用いたしまして、1組でも多く利用していただけるように周知をしてみたいと考えております。子どもの欲しい御夫婦にとって経済的な負担を軽減することにより、不妊治療が受けやすくなることは、子どもを生み育てる環境を整えることにもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。

次に、1項. 保健衛生費、4目. 予防費、13節. 委託料について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

164ページの13. 委託料なのですが、補正予算のほうでも出ておりました。そういうことで、子どもインフルエンザワクチン、それに高齢者肺炎球菌の予防事業ですね。市の任意での予防事業、この件に関しての質問なのですが、要するに子どもインフルエンザにつきましては、1回の接種から2回になった。高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、接種の方が少なかったという実績から、増額と減額ということで予算計上だというふうに思うんですが、昨年度の資料では、そこら辺のいわゆる接種率等々の資料があったわけですが、今回、この積算に至ったまず根拠ですね。どれぐらいの対象者がいて、どれぐらいの率でという、そのまず根拠を教えてくださいというふうに思います。要するに対象者何人に対して接種者何人というふうな。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

インフルエンザは24年度予算額は1,500人に対して、過去1回でしたけれども、2回の1,000円、これで300万円になります。（「1,500人の2回で300万円」と呼ぶ者あり）そして、高齢者の肺炎球菌については、350人の4,000円の140万円、それと補助金が10人で4,000円の4万円という内訳になっています。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

昨年度の資料でいきますと、大体70歳以上の高齢者に対しては6,000名程度、市内ということですね。ことしはそこ対象者がどれぐらいになっているか、多分ふえられているかなという感じがいたしますが、それに対しての350名という、この数字が大きいかわからないかというの、ちょっと私もわからないんですが、非常に昨年も少なかったという実績ですね。

そういう中で、3月に医師会の説明会を開催されたというのをたしかこういうふうな高齢者肺炎球菌に対しては医師会との話し合いの中で24年度もこういうことをやりますということの説明をしましたというふうな補正予算のときにそういう話があったというふうに思っております。これが私思うに、いわゆる医師会の見解として、例えば、この高齢者肺炎球菌のワクチン接種に対して、考え方として、接種したほうが良いと思っていられるのか、思っていられないのかというふうな、そういうふうな考え方というのが何かえらい少ないような気がするわけで、そこら辺何かあるのかどうか、御存じだったら教えていただきたいんですが。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

これ1回接種したら5年間ききますので、ですから、接種したから5年間ぐらいですよ。ですから、形としては毎年していただければ、5年間分ずつ少なくなるということですので、人数としては23年度、もっと多く見ていたんですけど、あれぐらいの数ぐらいになってしまったわけですね。その実績から24年度はお願いをしているということです。医師会とは26日の夜に協議をするようにしていますので、そこら辺の今お尋ねの分については、ちょっとお話をしてみたいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それともう1点、70歳以上というのは、これどういうふうな、条例であるのかどうか、私も見ていないんですが、本年度70歳になった方なのか、誕生日が来て満70歳になった方ということなのか。そこら辺、確認だけ。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

予防接種日に満70歳の高齢者でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、1項、保健衛生費、8目、環境衛生費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

13節、委託料について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

この部分についてはわかりましたので、取り下げます。

○議長（太田重喜君）

次に、19節．負担金補助及び交付金について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

負担金の中の葬祭公園運営費についてでありますけれども、これが昨年度の909万9,000円から本年度1,214万2,000円と、304万円ほど増額になっておりますけれども、そのことの要因と、そして運営費における積算基準、平等割、人口割等合わせてお示しいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

葬祭公園運営費の増額の件ですけど、これは火葬の改修を行う予定でございます。もう1つは、トイレの改修、ほかに燃料費の高騰による増でございます。（「積算基準」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

（「もういいです」と呼ぶ者あり）

次に、1項．保健衛生費、9目．公害対策費、13節．委託料について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

自動車騒音常時監視業務の計上の理由と、場所。委託先は結構です。それと2番目、通告しております騒音・振動測定業務と関連するののか。この3点、よろしく願いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

理由といたしまして、地域主権の法律で、県のほうから市町村のほうへ権限が委譲されたということでございます。（「場所」と呼ぶ者あり）

場所は、国道34号線、国道498号線、県道41号鹿島嬉野線、県道28号嬉野塩田線ですね、県道289号皿屋三河内線でございます。（「2番目に通告しておったとの震動・騒音調査業

務との関連はないかですね」と呼ぶ者あり)

騒音・震動、これは一緒になっております。一応、常時監視と面的評価という感じで。それで基礎調査関係もありますけど、この基礎調査関係というとは、土地の利用状況の把握とか、道路交通情勢の把握、道路の構造等の把握等が今まで行った通常の基礎調査の関係でございまして、それに面的調査評価になりまして、沿道状況ですね、そして騒音発生強度、騒音暴露状況の把握を一応コンピューターに入れ込んで、基礎調査で出たものを地図情報に移しまして、その後、報告書を作成して県を通して環境省のほうに提出する調査でございまして、一応、今年度からになっておりますので、県のほうからの指導をいただいて行っていきたくと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

そしたら、今までは騒音・震動測定業務の結果からこの位置に常時システムをしたということではないんですね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

今まで県のほうでやられておったわけですよ。先ほど言いましたように、地域主権の法律関係で、県のほうでなく、市町村で行ってくださいという感じでやっております。財政面としては、交付税措置で行うと説明を聞いております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じ質問ではございます。どこがどう違うかなということは、今御答弁をいただいたので、わかるんですけども、後でこの内容をもう少し知りたいので、資料をいただきたいと思っております。

ほかの質問に移りますが、騒音・震動測定、これ私は騒音、河川、自動車、3項目どっちみち出していますので、一括して質問しますので、よろしく願います。

自動車については、中身はわかりました。騒音・震動測定業務、これ7カ所の箇所数は変わっていないと思うんですね。そうなったときに、昨年よりも4万3,000円増加というふうになっております。その増額をされた根拠を教えてください。

それから河川等水質検査業務、これもため池の分が今度1カ所ふえておりますよね。それ

で、今まで12カ所の河川の水質検査をやっていたときは30万5,000円。これが結局、ため池が1つふえたということで、42万3,000円ということで、12万円近くふえたわけですよ。1カ所で12万円近くふえたのか、どういうふうな理由でこれだけ増額になったのかということをお示しいただきたいと思います。

自動車騒音常時につきましては、財源については交付税措置ということですので、本当に交付税措置に入っているかどうかというのは、なかなかわかりづらいと思いますので、質問はしません。一応この2点について、まず1回目、質問したいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

騒音・震動の7カ所の予定は変わっていないということですが、それで増になっている要因として、労務単価の増と燃料単価の増でございます。

そして河川等水質業務関係のため池1カ所が加わったということで、検査内容が多いみたいだが、場所と理由と検査項目ということですが、一応、ため池は23年度は大野原区の牟田池をしております。24年度は冬野区の冬野堤、森下ため池というですかね、一応そこを予定しております。

その調査する理由といたしまして、住民さん、区長さんですね、相談を受けて、水が濁っているよとか、藻が繁殖しているよとかいう感じで、一応、そこを予定しておるところでございます。

水質検査は水素イオン、科学的酸素要求量、浮遊物質、SSですかね、そしてBO、大腸菌、全窒素、燐、亜鉛、電気伝導度、砒素、銅、植物プランクトンが普通の一般的な水質調査でございまして、それに冬野ため池関係が底質の調査をするということです。それにプラスしますから、全窒素関係と全総燐というですかね、そして硫化物、炭化マンガン酸カルシウムによる酸素消費量ということでございます。一応、はっきり言って専門的な数字ですから、今のところ、ここまでしか御答弁できません。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

騒音・震動の分で、増の要因としては労務費の単価の増、燃料費の増ということで、2点上げられました。燃料費については、今、ガソリン代なんかかなりもう150円を超えたような形で、いつまで高騰が続くのかということで、それわかるんですけども、労務費の単価が増というところが、若干今の世の中で労務費が上がっているというのがちょっと信じられないんですよ。それで、金額でいけば、わずか4万3,000円なんですけれども、この4万3,000

円の中でその労務費に占める割合がどれぐらいあるのかをもう一回お示し願いたいのと、ため池については、特別に底質の調査とか、硫化イオン関係の調査をやるから、これだけふえるということなんでしょうね。牟田池のときにはここまでやらなかったというふうに理解を
しているのかですね。そのあたりはちょっと若干まだ不明なところがございますので、昨
年の牟田池のときには、ここまでやらなかったのかどうかという点。その点の2点と、あと昨
年は悪臭測定を、ちょっとこれも地域の方から話があって、調査をされた経緯があるわけ
です。多分これを改善をされたから、今年度は計上されていないものと思うんですけれど、
その後の経緯として、悪臭測定までしなくていいというふうに判断されたのかどうか。その
点について、3つの点をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

今、牟田池の件が、ちょっと今、ここに手持ちに資料がございませんので、後でよろしい
でしょうか。（「結構です」と呼ぶ者あり）労務単価のほうの見積もり関係がちょっと手元
にございませんので、すみません、後でしたいと思います。

それと悪臭関係ですけど、一応、これも22年度、住民さんのほうから要望がありまして、
23年度に予算計上して、今調査をしております。まだ工期は来ておりませんので、一応、中
間的にお話をしたいと思いますけど、大気中の悪臭が発生源が畜産事業所近くでありました
もので、臭気指数や臭気強度が一般的に楽に関知できるにおいということやっただです。それ
で、河川中の悪臭が大気中のにおいよりもレベルが高かったということと、やっぱり夏場にな
れば気温が高くなるということで、蒸発量が多くなり、高く見受けられるということです。
それに河川水質、底質ですね、川の底ですけど、濁り関係があるということと、栄養塩類で
すかね、窒素、磷関係、その項目が基準値より超えていたということです。底質に有機物が
堆積していることが一応確認され、水質、底質とも有機汚濁が認められるということです。
まだ報告書が完全に仕上がっておりませんが、今後、報告書の数値を参考にしながら、環
境下水道課、うちと一応畜産関係ですから、農林課、西部保健所、協議しながら、対策は講
じていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ため池の牟田池については、答弁を聞いたわけですので、資料がないというのは理解する
んですけれども、その騒音・震動については通告をしているわけですよね。増となった理由

をということで多分通告しているでしょう。騒音・震動の7カ所は変わっていないものの増となっているということで質問しているじゃないですか。わずか4万円ちょっとのことですけれども、その増になった理由というものが、ちゃんと根拠を持っていないと、何のため私、質問しているかわからないじゃないですか。そうでしょう。そのあたりの資料については、ちゃんと控えとってください。ちゃんと通告しているわけですので。

悪臭について、今現在、調査をしているということで理解をいたしますが、結局、まず調査をして原因の発生源というものはおおむねつかんでいらっしゃるというのは理解するんですけれども、それを改善していくために、結局、24年度については、継続しながら調査をしていく必要なかったのかなという気がするんですけれども、今、調査をしているんでしょう。その結果というものはまだ聞きませんよね。それを受けて、結局、改善命令なら改善命令をするわけですよね。その事業者なら事業者に対して、発生源について。それが本当に数値目標が達成できているか達成していないかという調査というものは必要じゃないのかなと。ただ目視とか臭気の自分の人間的な感情の中で判断をしていいのかどうかですよ。だけんが、昨年が102万8,000円というとりあえず当初予算、決算がどうなるかわかりませんが、102万8,000円という予算をつけて調査をやっていらっしゃるわけですよ、今。その結果に基づいての、結局そのように改善ができたかどうかの調査ということでは、予算計上しなくてよかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

一応、ことしの成果を見ながら、1年間して、さっき申しましたように、今後、地元と農林課等と話し合っていきたいと思っております。調査をしなくてよかったかという感じでは、もしもっと調査をしなくちゃならないとなれば、また議会のほうにもお願いしていきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

通告に3点出しておりましたが、ほとんど答弁がありましたので、結構ですが、私が一番お尋ねしたかったのが、悪臭測定調査費が計上されていないということでした。今の答弁で、23年度の調査費で報告が出て、それについて対応したいということで答弁がありましたので、これは経過を注視していきたいと思えます。

それで、2項目、3項目については、自動車騒音常時監視業務については、騒音・震動測定業務が県から地元の市に業務移管になったということで理解をします。

それで、2項目めの河川等水質検査業務が、これは役務費で手数料として上がっていたわけですね。これが今回、委託料になった理由。

それとこれは後で結構ですので、騒音・震動測定の7カ所、それから河川等水質検査業務のこれは前年12カ所と23年度は聞いております。これが11カ所というのは、これはため池まで含めたら12カ所になるのかですね。この7カ所と12カ所については、後で結構ですので、書面でお願いします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

嬉野市の河川の水質検査の箇所ということですけど、11カ所プラス1つですね。場所が1カ所目が……（「場所はよかよ」と呼ぶ者あり）よかですか。後でいいですか。（「はい。役務費から委託料に」と呼ぶ者あり）

委託調査で委託料のほうで今度は組み替えております。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

一応、昨年度は役務費のほうで計上しておりますけど、ことしからは委託業務なので、委託料のほうに計上したということです。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

議案審議の途中ですが、ここで15時まで休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き、議案質疑の議事を続けます。

2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

12節. 役務費について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

169ページの塵芥処理費の役務費の分で、今回、手数料の分で、ただ単なる手数料の分が前年比と比較して、これは30万8,000円から9万8,000円と減額になっている理由と、そして保険料が、今回、科目存置になった理由と、そしてごみ袋販売の手数料が昨年度より約40万円ほど減額になっておりますけれども、このことについては、ごみ有価物売り払いの分が昨年度より増加した中で、これとリンクしているのかということ。その分については増額になっているけれども、この役務費の分が下がっておりますので、ちょっと疑問に思ったので、お尋ねしているわけです。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

手数料の減ということですけど、上の9万8,000円の件は、中継基地の水質検査でございます。今まではあそこがごみ焼却場になっておりましたから、毎年これを検査を行っております。

ごみ袋販売は単価3円の手数料を支払っております。枚数的には110万9,340枚で計上しております。

下の保険料の1は科目存置ではございません。ごみ中継基地の事務所の建物共済が299円と、ごみ中継基地の便所等の建物共済が520円で、1,000円計上しております。（「だから、去年の3万3,000円からことし1,000円になっているから、その減額の理由を。去年は3万3,000円計上されたわけです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、もう保険料の分は後で資料を下さい。

それで、手数料の分で、今のお答えをお聞きますと、中継基地でこれが水質検査がなくなったとか何とか、そういうふうな御答弁をされたわけですが、そこら辺の意味がちょっと私理解できなかったんです、今の答えによっては。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

中継基地の水質検査が9万8,000円でございます。（「だから30万8,000円去年計上しておったから、その減額理由を言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

すみません、トラックスケールの検査手数料が2年に1遍ですので、その分が減になっております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それで、ごみ袋販売の枚数が減になったということでもありますけれども、これ事業系がふえて一般物が減ったということで理解をしいわけですか。要するに先ほど申しましたように、ごみ有価物売り払いについては、昨年度より増額になっていた、550万円から700万円に。今回の手数料については、370万円から332万7,000円ということで減額になっていたから、疑問に思ってお尋ねしたわけです。結論的には要するに事業系のごみ袋が多くなって、一般、商店で販売する分が少なくなったから、こういう結果になったということで理解をしいわけですか。答弁みたいですがけれども。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

そうでございます。事業系のごみがうちのほうは手数料払っておりませんので。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、13節、委託料について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

次のページの170ページになります。委託料、塵芥収集運搬の分についてお尋ねをしたいんですが、今回、増となる理由をお尋ねしたいんですが、昨年は車両の減価償却に伴い増ということで御答弁をいただいたわけですが、今回、これだけ約900万円近く増になる理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

塵芥収集運搬が増になる理由ですけど、平成21年度からふるさと雇用再生基金事業、ごみの分別指導強化事業で、今働いていただいている方が、その事業が廃止になったための一つの要因は増でございます。ほかに社会保険料の増と、車の燃料代の増でございます。一応車がパッカー車が6台、平ボディーが1台、大型アーム車が2台、バックホウが1台、機械が動いております。その燃料代と、そのパッカー車のリース代、新規に変えたリース代の単価

が上がった分でこの金額が上がっているところでございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

社会保険とか燃料代の増になる要因というのはわかりました。

そのふるさと雇用の採用そのものがなくなって、こちらのほうの一般財源からの充当というところで増になっているのは理解するんですけども、そしたら、手元に資料がないもので、ちょっとわからないんですけど、それで、平成20年度と今回の24年度の人件費が変わらないんですかね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

今のところ手元に資料がございませんので、わかりかねます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

結局、これが国の施策の中で緊急雇用ということで、人件費の分を見てもらっておったわけでしょう、昨年までは。それがなくなったから、結局、一般財源として、24年度は充当しますよと、こっちのほうで委託料で上乗せしますよということでいくんですよ。ということは、それを来る前の20年度が、結局、人員の増があっているのかないのか。そのあたりがわからなければ、ここで900万円近い増の承認という根拠がちょっと見えてこないですよ。言っている意味わかるでしょう。今、手元に資料がないというふうにおっしゃっているので、御答弁は無理かと思うんですけども、結局、ただ国の分がなくなったから、一般財源で補てんしただけの理由じゃ納得ができないんですよ。なぜそうなっているのかという、そういうところをちゃんと御説明いただかないとわかりませんので、後だって結構です。平成20年度の時点の人間の数、そして人件費のどれだけの総額がかかっていたかというやつを下さい。そして20年度と今回24年度との比較できるようにお願いします。そうしないと、この増になる理由がわかりません。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

今の作業人員さんは管理者が1名。（「いやいやそういうことはいいって」と呼ぶ者あ

り)比較ですね。(「比較やけん」と呼ぶ者あり)

○議長(太田重喜君)

後日、きちんと説明書出してください。神近議員。

○13番(神近勝彦君)

次に、一般廃棄物処理基本計画策定業務、このことについてお尋ねをしたいんですが、基本的に内容を教えてください。

○議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(土田辰良君)

お答えします。

平成27年度に稼動する予定の佐賀県西部広域環境組合の開設することによって、これを踏まえて、うちの一般廃棄物、ごみの処理計画及び生活排水処理計画を策定して、ごみの減量化、再資源化、生活排水の適正な処理で、水質保全等の生活環境の保全の計画書でございます。

○議長(太田重喜君)

神近議員。

○13番(神近勝彦君)

平成27年度の、伊万里に今度建設される予定の新たな施設に対するということですよ。その計画書は、そしたらいつまでにこの計画書をおつくりになられるのか。中身については、つくらなければ実行ができないというのは理解できるわけなんですけれども、基本的に今言われましたように、ごみの減量化ですよ。そのあたりの目標として、今後の考え方はどういうふうな形で持っていかれるのかということなんです。特に少し一般質問的になるかわかりませんので、御了承いただきたいのが、中継基地の問題というのがあるわけですよ。ですからこの一般廃棄物処理基本計画の中で、嬉野の中間処理のあり方ということも多分検討されると思います。第2次行政改革の中でも、結局、26年まで検討、検討、検討というふうな形で明記はされているわけですけども、どうするかというのは、早目に出さないと、要は向こうの西部環境の計画と一緒にそれを考えていかないといけないと思うわけですよ、この計画書も。稼動に合わせるというよりも、早目に嬉野市の考え方を出して、嬉野市の考え方を今度は西部環境の組合議会のほうに提案をして、そして嬉野の要望が向こうの組合議会のほうで聞いて、要望が通るようにしなければいけないわけでしょうが。だから、この計画書そのものは早めに立ち上げていかなければ、伊万里の建設のこれからでき上がっていく処理場の稼動に物すごく嬉野市が影響するようになるので、そのための考え方も含めて、いつごろまでに立ち上げる予定なんですか。

○議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

一応、この計画書は平成24年度で調査予定でございます。それで、さっき議員おっしゃられましたように、一応中継基地問題、その後、配送の問題とか改修の問題、いろいろもろもろ等調査していきたいと思います。最終的には行政の役割、住民さんの役割、事業者の役割、関係等を調査して、目標年次は大体計画策定より10年ないし15年程度を目標として、必要に応じて中間目標年次を設けていきたいと、今のところ計画しております。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

前段の分、塵芥収集運搬の分なんですけれども、これが先ほど御説明があったように、昨年度、ふるさと雇用再生基金事業で、ごみ分別指導員強化ということで、357万7,000円出されておりましたよね。ですから、今回の上がった分、956万4,000円からその分を差し引きますと、約600万円の増になってくる。今の御説明によれば、共済費あるいは燃料代ということで御説明がありましたけれども、共済費の分はある程度知れたものだというふうに思いますけれども、じゃあ大半があと600万円については燃料代ということで理解を正しいのかどうかということがまず第1点。

そして昨年度のその中で、塵芥収集運搬についての運搬処理の委託料が1億3,940万円ですよね。ことしについては、委託料が1億7,292万円という数字になっているわけです。そこら辺について、ちょっと前の分の要った分と、ちょっと私が理解できない、数字的に合わせるができなかったので、再度そのことをお答えいただきたいということと、そしてもう1つは、こういうせっかく予算説明資料、詳しく書いてありますけれども、さきの神近議員から指摘をされました一般廃棄物処理再生計画策定、この資料ではここだけ白紙なんですよ、あとは全部詳しく書いてある中で。だから、せっかくこれだけ詳しく説明資料ある中で、その新規の分についてのみ白紙になっていること自体が私はよくわからなかった。ほかのは、もう前年からあった分については、詳しく同じような文言で書いてあって、今年度の分だけ、ここだけ余白、白紙になっている。こういうものについては、もう少し検討し直していただきたいと思います。後段の分についてはいいです。前段の分だけ、とりあえず。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

先ほど収入の理由ということですが、ふるさと再生のほうで357万4,000円と、社会保険料が大体140万円程度上がっております。燃料費は40万円程度。（「40万円」と呼ぶ者あり）

単価増で。それで、そのパッカー車のリース代の減価償却が二百五、六十万円程度上がっております。そしてあと金額増に対するもうけ率というですかね、その分になります。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今ちょっと計算していないんですけども、要するにもう一度言いますよね。塵芥収集運搬の分について、昨年度の1億3,940万円から、本年度1億4,896万円になっているということは、956万4,000円増額になっている。その中で956万4,000円からふるさと雇用再生基金事業の分を357万4,000円引きますと、あと残額600万円、昨年から比較して増額になっている。その増額になっている中で、今おっしゃった燃料代は40万円とかなんとか、足してもその数字になってこない。だから、これについては、もう一度その上がった分の資料を下さい。ここでやりとりしても追いつかないので。

○議長（太田重喜君）

次に、19節、負担金補助及び交付金について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じページの19節、負担金補助について質問いたします。

杵藤クリーンセンターの運営というとは、基本的に搬入量の減だというふうに思うわけですが、その減の要因として、どのようなところが考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

運営費の負担金の増ですね。（「減になってから」と呼ぶ者あり）減になっとつとですか。これは去年はありましたけど、建設費が24年度はゼロになっているということですけど。

（「いやいや、運営費が減になっている理由を聞いているんですが」と呼ぶ者あり）すみません、運営費の減ですか。数字の積み上げとしまして、一応前年度の4月から9月までの実績と10月から3月までの昨年度の収量の見込みで一応算出をしております。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

大体実績に伴う予算計上だろうというのは、私たちもわかるんですけども、その要因として、結局、人口が嬉野ずっと減っていますよね。合併当時からすれば、もう2,000人近く減ってきたわけなんですけれども、ですから、そのあたりの人口減が要因として考えられる

のか。あるいは嬉野市が今取り組んでいらっしゃるいろんな分別ですよ。そういうものである程度このあたりの減が出てきているのか、そのあたりの要因について、ちょっとお尋ねをしているんですが。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

一応、人口減も考えられると思いますけど、資源物の分別が大と思われます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

どちらかといえば、分別の分が大きいということで御答弁いただきましたので、そう見たときに、なかなかまだ収入の分を見ると、そこまでいっているのかなという気もするわけですよ。どちらかといえばですね。ある程度そのあたりは調査された結果だと思うんですけども、それが正解であれば、人口減よりも、やはり分別のほうが大きい要因だというお答えであれば、やはりこのあたりの運営費の削減に向けて、さらなる努力をするように施策をお願いしておきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

全体の分についてはわかりました。あと補助金の分で、家庭用生ごみ処理機の設置費、これが昨年同額計上されておりますけれども、昨年度、現時点、2月末でもいいですけれども、その実績がおわかりであれば、まずお示しをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

現在の実績が電動生ごみ処理機が16基でございます。コンポストが2基、計18基でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、大体もう毎年同じような予算計上をされておられるわけですが、

上限2万円、購入価格の2分の1補助という補助制度ですけれども、もう1つお尋ねしますけれども、これで16基と2基で、実績的には金額的にはどれくらいの金額になっているのか、それがわかりであれば。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今時点ですけど、先ほど件数は18基と言いましたけど、金額が31万240円になっております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、大体ある意味ではその行き渡ったというか、希望者等に今後この処理機について、よいPRしていった周知をさせていくというお考えがあるのかどうか。そしてそれについては、今後どのような対策を考えておられるのかということだけを最後にお尋ねしておきます。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

一応、うちの課の考えといたしましては、なるべく推進していきたいと思っております。最終的にはごみの減量化になると思っております。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

山口要議員への御答弁でおおむね理解をしたわけなんですけれども、これ収入で見たときに、雑入のほうでふるさと市町村券基金交付金ということで電動生ごみ処理機の分49万3,000円入ってきますよね。この予算措置が50万円ということで、どちらかといえば一般財源の補てん額は7,000円というふうな形になるわけなんですけれども、結局、今回、50万円の予算されていますよね。23年度が16基とコンポストが2基ということで、言い方を換えれば30万円ちょっとの利用にしかならないわけじゃないですか。ということであれば、歳入のほうに戻って申しわけないんですけれども、結局、50万円の満額近くを使わなかった場合、歳入の分が返還金が出るんですかね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、一応、杵藤広域圏の基金の運用でございまして、もううちのほうが少ないと落ちてると思います。最終的には地域づくり課の差額分のサポート関係で一応分けて取っているところでございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

歳入の内訳について、ちょっとわかりづらかったんですけども、どっちにしろ実績がなければ、多分返還金が発生することになるわけですよ、はっきり言ってですね。そうになると、50万円の予算を今回も計上されています。歳入も49万3,000円という雑入で入ってきています。一般持ち出し7,000円でいいんです、はっきり言って。これだけ市の持ち出し、その前の基金のほうには幾らか出しているかと思うんですけども、基本的に一般財源として出す分については、ほとんど出さなくていいような、こういう補助制度をいかに活用するかと思うんですよ。ですから、昨年の実績、お聞きしましたけれども、これよりも50万円に近い、言い方を変えれば、50万円では足らなかったぐらいの実績を目指さなければ、せっかくの歳入のお金ももったいないと思うんですよ。ですから、担当課におかれましては、電動生ごみ処理機、かなり長い間やっています。はっきり言って10年、11年目になるかと思うので、もう少し取り組みについても、もっと進んでいくような方策を考えていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

先ほどの収入の件ですが、一応実績により交付となっております。それで、今後、努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．清掃費、3目．し尿処理費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1節．報酬について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

報酬についてお尋ねしますが、収納嘱託員さんについては、前回、説明を受けましたので、

結構です。しかしながら、臨時職員さんが今度1名、新たに計上されております。賃金のほうですね。その臨時職員さんの計上理由についてお尋ねをしたいのと、収納状況、もともとは民間さんのほうでずっと集金もやっていただいておりますが、一昨年ぐらいから結局、市のほうが収納のほうについては責任を持ってやっているわけですが、それによって、やはり滞納が発生をしてきた経緯があると思いますので、現在の収納状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

臨時職員が1名の計上ということですが、一応23年度は緊急雇用のほうで計上しておりました。それで、事業が廃止になりましたので、今年度は臨時職員を1名計上しております。

収納状況はどうかといいますと、現時点では、し尿くみ取り料の手数料関係で、3月分は端数ですが、全体的に現年度が1,038件、金額が437万8,500円、過年度分が111件、52万6,350円となっております。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

収納のほうがですね、これはまだ途中経過ですので、多分これからもっと改善がされるものというふうに理解をするんですけども、それも過年度分の111件に対して、1,000件を超えた件数がまだあると。現年度は1,038件というふうな、「いや、それは徴収した件数」と呼ぶ者あり）徴収した件数ですね、申しわけない。そしたら、現在、残っている分を御説明願えますか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

今のところ、その滞納状況はまだ動いている段階ですから、手元にございませぬので、わかっておりませぬ。（「1月時点とかでも何もわからんとですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

さっきも言いましたけどね、質問を出しているんですよ。通告制にしてちゃんと中身まで書いて出しているわけですよ。ですから、そのあたりの資料はちゃんと持っていないと次の質問ができなくなりますので、その状況次第なんですよ、改善ができていなければね、市職員、あるいは収納嘱託職員たちの結局、職務についてやっぱり敬意を表したいと思います。しかしながら、滞納が続いてふえているのであればね、その滞納をいかにそしたら減らしていくのかということ、やはり所管の考え方を聞きたいわけですよ。ですから、そのあたりのお答えがなければ質問もできないんですよ、無駄な時間なんですよ。そういうことで、今後、資料等については通告書をやっていますので、よろしく願いしときます。答弁要りません。

○議長（太田重喜君）

次に、12節、役務費について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

役務費について質問いたします。

ネットワークということで、今回計上されておられません。去年は1万9,000円、金額小さくて申しわけないんですけども、計上がされておられました。

また、通信運搬費についても去年は105万円、今年が97万3,000円減となっております。このあたりもどういふふうな理由でこういうふうになったのか、これは下の今度、使用料のほうの次の質問にもかかってくるかもわかりませんので、御答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

通信運搬費が105万円から97万3,000円に減となっているということですけど、口座の手数料が1件10円かかります。そして、郵便料が80円かかります。その要因として口座振りかえの促進による郵便料の減でございます。

一応、この中にネットワーク分が7万3,000円は入っております。（「ネットワークの分の7万3,000円」と呼ぶ者あり）はい。（「ちょっとすみません。ちょっと待ってくださいね」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、おおむねわかったんですけど、ネットワークが1年を通してじゃなかったんで1万9,000円だったと思うんですけども、1年通したら7万3,000円ということで理解していいわけですかね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

神近議員の次の質問にも絡みはしますが、一応1年間使ってメリットがあったかという感じで、12月議会で減額補正をお願いしております。年度末までに運用を終え、一応4月から本格稼働の予定でございます。なぜかといいますと役所内の通信回線が、その接続がうまくいかなかったということです。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「わかりました。次、行きます」と呼ぶ者あり）はい。（「よかですか。14節の使用料のほうに」と呼ぶ者あり）はい、はい。

次に、14節、使用料及び賃借料について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、今若干、御説明をいただいたわけですが、そしたらネットワークシステム1年間使って、その効果というものは何もわからなかったということで理解していいんですかね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

さきにも言いましたように、一応、庁舎内の通信回線の接続がうまくいかなかったという形で、12月議会で減額補正をしております。それで、今、通信回線をようやく接続したというところでございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

3月補正で減額されたということなんですけれども、それはそれとして、やはりこういうふうに予算計上をされるのであれば、昨年のことなんですけれども、そのあたりも基本的なところだと思うんですよね、接続できるかできないか、機種が合うか合わないかとか、そういうところまでちゃんと調査をなさってから予算計上をしていただきたいと思います。

今回、ネットワークシステムということで上げられておりますね、25万円ですけれども、

このあたりも一応昨年の資料等を読むとかなりメリットがあるように書いてあります、中身が。使ってこのあたりの効果というものはまた後ほどの議会のときにお尋ねをしたいと思いますので、システムのメリットについて十分把握をしとってくださいね、お願いしときます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

次に、19節、負担金、補助及び交付金について。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

次は、172ページになります。

ここは鹿島藤津地区衛生施設組合運営費、4月からですよ、結局、コンポスト化始まるわけですよ。これは一般質問等でも御質問がずうっとあつたわけですよ。となると搬入量は減少すると思うんですよ、はっきり言って。で、補正予算のときにも質問しましたけれども、生し尿は減らないと、横ばいだと、それはもうわかりますけれども、しかしながら、今度4地区の結局、農排の施設が稼働するわけですよ。そしたら、塩田地区の分は言い方を変えれば全体の7割近くは農排のエリアの中に入ってくるわけですよ、7割近くは。そうなのと言いかえれば、この運営費そのものも物すごく減っていくものというふうに気がするわけですよ。しかしながら、500万円ぐらいしか落ちていかないわけなんですよ。ですから、このあたりの運営費とその搬入量の関係がどうなっているのかなと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

鹿島藤津地区衛生施設組合の運営費の件ですけど、一応、投入割合が82%、平等割が18%で徴収しております。

以上、投入実績の82%のうち、嬉野市が40.09%を搬入しているところでございます。一応さっき言いましたように、うちは大体平等割が3分の1程度になっておりますけど、搬入量が減少すれば投入割合も一応減少することですので、負担金も減額になると思います。

ただしですね、計算仕方がありまして、前々年度の10月1日から（「前々年度」と呼ぶ者あり）はい、前年度の9月30日までので計算しますので、一応減額になるということは25年度の負担金から減額になります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、24年度については、このコンポスト化による搬入量の減というのはここに

は出てこない。ということは25年度には、前年度までですからここで反映ができるというふうに理解をしていいわけですかね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

はい、お答えします。

計算上はそういうことになります。（「とにかく25年ね。はい、よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、3項. 上水道費、1目. 上水道整備事業費、24節. 投資及び出資金について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

173ページの上水道整備事業費、本市の西部広域水道企業団出資金、これが所管課になっているということで水道課のほうから特別に御答弁をいただくことになりましたので、1回だけ質問させてください。お願いします。

○議長（太田重喜君）

水道課長。

○水道課長（山口健一郎君）

お答えします。

これは佐賀西部広域水道企業団の出資金になります。起債事業を起こしますと、当然、元金、利息の償還がございます。その中で上水道、嬉野市の上水道事業も同じですが5%以上の分について繰り上げ償還をやっております。それが19年度、23年度、24年度で繰り上げ償還をやります。その中で23年度に繰り上げ償還した分について、23年度予算に対して差額が138万円ほど出ております。その分を今回24年度に上乘せをさせていただきまして、その分が増額になっているという形でございます。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）もうこのまま行ってよかと。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）はい。これで、第4款. 衛生費について質疑を終わります。

次に、歳出174ページ、第5款. 労働費について質疑を行います。

1項. 労働諸費、1目. 労働諸費、13節. 委託料について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、労働諸費の委託料について質問いたします。

この分の県支出金の10分の10でありますけれども、新規事業の分について質問をいたします。

主要説明が出ておりましたんですけれども、これを見て、私なりにちょっと見たんですけれども、まだ理解できない点がありますので、確認のために主要説明書の102ページですか、この分のまず嬉野市外国人観光客受入体制整備事業について、要約説明を先にお願います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

174ページ、委託料でございます。

今回4つの事業でございますけれども、一番上の嬉野市外国人観光客受入体制整備事業ということで、これは資料の102ページということでございます。ここにも書いてありますとおり、非常に外国からのお客様ふえております。特に韓国の方、それから、今回、佐賀空港、長崎港、港のほうからもたくさん来られるであろうということで、こういう方々たちが嬉野に来られて、料飲店、それから旅館、宿泊施設等々でいろんな案内が今できていないということで、そういう案内をきちんとできるような整備を図っていこうということでございます。それらの事業を行ってもらう人に、この事業、新規で雇用して、ちょっと資料に雇用人数を書いておりませんが、2名を雇用してその事業に当たってもらうということでございます。

で、必ずしも外国語が話せるという方を必要とはしておりませんが、できれば話せる方が雇用できればというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

今課長から説明がありましたので、私の以下の質問については回答いただいたと思っております。募集人員が2名で、できるだけ外国語ができる方だけでも、そうじゃなくても結構ですよということで聞いております。

しかし、こういったサインとかマップをつくる中ではより外国語が、特に3カ国語ができようが翻訳とか形にする上では必要じゃないですか、そういった専門性が要るんじゃないでしょうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

公募する2名は、そういう翻訳等の業務をどこかにまた委託ということになりますので、そういう業務をやっていただく方、このお二人が直接翻訳をするというわけではございません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、2名募集と言いながら募集された方が、また、これ委託料ですから専門業者に委託される仲介役的な要素の方ですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

はい、お答えします。

そうですね、仲介役というか、特に旅館は大体そういう表示をしていただいておりますけど、料飲店なんかまだできていないということがありますので、そこのパイプ役とか、いろんな業務がまだあります、そういう料飲店の募集を図ったりとか、それからその店の代表メニューですね、5つぐらいをきちんと外国語表示するとかそういうのがありますので、そういう事務的な仕事というののもかなりあると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員、観光情報発信事業のほうですか。（「そうです。こちらのほうです」と呼ぶ者あり）そうですね、もう外国人受け入れは3回やってもろうたけんね。（「はい、承知いたしました」と呼ぶ者あり）山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

次の事業の観光情報発信事業についてお尋ねいたします。

これにつきましても説明書ありますけれども、先ほどのような概要説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

嬉野市観光情報発信事業でございます。

これは、一応ラジオを媒体とした嬉野の観光情報を発信しようというものでございます。特に福岡、長崎方面に多彩な嬉野の魅力とかイベント情報などを逐次、情報発信したいとい

うことでございます。嬉野でのいろんな観光スポット、また、過ごし方などを提案していくという事業でございます。こちらは雇用が4名ということで、この4名のうち、2名は嬉野のいろんな情報収集をしてもらう方ということになると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、4名雇用されて、うち2名が嬉野の地域のいろんな情報を収集しながら、これも委託料ですから、専門的なラジオ中継基地のほうにつないでいくという役割の分でしょうか、そう理解してよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

はい、お答えいたします。

2名はそういう状況で嬉野の情報収集に、あとの2名は、これはラジオ局のほうでいろんな編集をやってもらうという仕事になると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、後段のあとの2名という方でしたら、逆により専門性が必要になってくるんじゃないでしょうか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

そういう経験がある方はなおいと思いますけれども、ラジオ局でのお仕事はラジオ局のスタッフもつきますので、必ずしもその専門的な知識を持った方というわけではございません。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

はい。次、“元気”発信事業は（「はい、それもあります」と呼ぶ者あり）山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、3項目めの“元気”発信事業についてお尋ねいたします。これについても概要説明

をお願いします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

はい、お答えします。

こちらは、次は新聞を媒体といたしました嬉野市の“元気”発信事業という、これも観光情報発信ということになります。特にこれから先ほどの外国人誘致もそうなんですけど、うちのユニバーサルデザイン事業とかそれから新幹線、この新幹線の新駅を見据えた新たなまちづくりとか、それから外国人誘致対策の取り組みとか、いろんな情報がこれもあるわけなんですけど、先ほどのラジオと違って、これは新聞紙面で嬉野を紹介していくということになります。

あわせて、各新聞社にはそれぞれホームページをお持ちですので、そのウェブも利用、活用いたしまして情報発信をしていくということでございます。こちら雇用人数は4名ですけども、うち、先ほどと同じように情報収集に2名携わってもらくと、あと2名は紙面づくりのほうに回っていただくということになると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、雇用人員の部分がちょっと漏れていましたので、その分と、今回は紙面の分とウェブの関連情報ということでありますので、専門性はある程度少しはあろうかと思えますけれども、その情報を項目ごとというんでしょうか、箇条書きに書いて、それをそれこそメールなりで送るとかという役割で携われる方を募集なんですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

はい、お答えいたします。

情報収集はペーパーでなりいろんなやり方があると思えますけど、ウェブ発信になりますと動画もありますので、ひょっとしたらビデオ撮影も入ってくるんじゃないかと思えます。

あと、新聞社のほうで働く2名の方はできればそういう経験がある方がなおいんじゃないかというふうに思います。

以上です。（「人数は」と呼ぶ者あり）先ほど4名です。4名で2名、2名ですね、ラジオと同じでございます。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

農業振興費のときに聞きますので、結構です。

○議長（太田重喜君）

次、梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

もう山下さんのほうから質問あったので、私のほうからは全部通して質問します。

“元気”発信事業の諸経費の198万7,200円、この分の内訳についてお伺いする分と、それから、今回こういう事業が3事業ありますけれども、緊急雇用ということで、補助金、10割補助なわけですけれども、こういう事業をしていく中で、この事業目的の中に、一過性ではなく継続してしていくというふうな文言がありますけれども、1年間で終わりのわけですよ、この事業そのものが。ここら辺については担当課としてどのように考えられておられるのか、先ほどほかの事業でもありましたけど、継続していくとなれば一般会計からの持ち出しというふうな形になると思うんですけど、ここら辺についての国からの今後流れについてわかればその点についてと、それからもしこの事業、緊急雇用のこういう事業がなくなった場合に市としてはそしたらどういう対応をしようとお考えなのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

諸経費ですね、これが一般的な管理、人件費も含まれますけど、その20%を諸経費としてみております。

それから、一過性ではなくという、この一過性は年間を通しての一時的なものじゃないという意味でございまして、1年間を通してずうっと紹介をやっていくということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

その一過性じゃなくて、ここでそういうふう書いてあるとはわかりますけれども、私の質問はちょっと書いてあった分であえて言ったんですけれども、そういうことではなくて、

あくまでも1年間でこういう事業は終わるわけですよ、そこら辺の部分についての一過性という言葉がここにありますけど、それをちょっとのければ、そういう継続的にやっばりしていかないと何か打ち上げ花火的な事業になってしまうんじゃないかなというふうに思いますので、この質問したんですけれども、もう1点は雇用を確保するという意味合いがあるので、そういう使い方ということかなと思うんですけれども、せっかくこういう形でいろいろな事業を展開されるなれば継続的にやっていかないと効果というのはなかなか出てこないんじゃないかなと思ひまして、今の質問をいたしました。この点についての一過性という意味です。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

すみません。ちょっと説明の仕方が悪くて申しわけございませんけれども、できればですね、こういう取り組みが次年度はちょっと一般財源という形になりますけれども、継続的にやっていければというふうに思っております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

通していきます。それで最初に確認したいのは、まず、外国人観光客の分、そして観光情報発信のラジオの分、新聞社の分、それぞれ観光協会に委託される、それが何名なのかということの内訳、外国人対応も2名とおっしゃいましたけれども、ラジオの分が2名は嬉野情報収集、2名はラジオ局の編集と、そして新聞の分は2名が情報収集、2名が紙面づくり、新聞社ということではなりましたけれども、じゃ、ラジオの分が4名ともラジオ制作会社なのか、新聞の分が4名とも新聞社なのか、そこら辺のところの内訳、そして外国人の分が、じゃ、その2名分は全部観光協会にそのまま委託なのかということがまず第1点。

そして、これについては、もう補正案のときもありましたけれども、あれは旅館組合だったからああいう形になったかもしれませんけれども、大体もう満額来るわけですので、これが後で減額補正になることがないように確実にする考えというんか、そこら辺をきちっとやるお考えはあるのかどうかということ。そして、合わせてもう全部言います。

で、外国人対応の分で、外国人対応飲食店加盟推進というふうにここで100万5,000円計上がしてあります、消費税まで合わせてですけれども。この内容、外国語案内強化の55万円、そこら辺をどういう形でしていかれるお考えなのか、それだけをとりあえずお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えをいたします。

まず、雇用の人数のお尋ねでございますけど、初めの外国人観光客受入体制整備事業、これ2名はすべて観光協会を予定いたしております。それから、ラジオ、新聞の4名は、それぞれ4名を雇用していただくと。役割分担として2名、2名そういう役割分担が来るということでございます。（「直接雇用。だから新聞社にするのか」と呼ぶ者あり）新聞社が直接4名雇用して（「あっ、新聞社が」と呼ぶ者あり）そのうちの2名が嬉野の情報を収集していただくと。

で、予算のことでございますけれども、精査をいたしまして計算しておりますので、これちょっと残らないようにぜひ消化をしていきたいと思っております。

あと外国人の、飲食店の推進事業ですけど、内容といたしましては、説明会の実施とか、それから勧誘活動（「説明会の実施」と呼ぶ者あり）はい、これは料飲店が対象となると思っています。それから、料飲店に入っていらっしゃらないところの勧誘の活動、それから外国語表記の統一をしたいと思います。それから、メニュー表などの指導、それとあと、外国語版の飲食店マップの作成と、あと加盟店の勧誘にはちょっとチラシを作成して、これをずうっと配って回りたいというふうに思います。

それからあと、加盟店であるというあかしをですね、加盟店証みたいなのを、これはちょっと県のほうにもお願いしているんですけど、佐賀県でこういうマークがあるところは外国人の方は安心して入られますよというような加盟店証なんかをつくっていききたいと思います。

それからあと、ホームページ等の作成、それからあとは消耗品等でございます。

以上でございます。（「案内強化は」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、この新聞社とラジオ制作会社ですね、ラジオ会社、そこら辺の選定先というんですか、そこら辺のところの選定基準がどうなっているのかということ、例えば、新聞社でも西日本新聞とか佐賀新聞とかいろいろありますよね、そこら辺をどんな選別をされるのかということ、ラジオ局においてもしかり、NBC、KBCありますけれども、そこら辺をどう考えておられるのかということと、そして、これは新聞社においては紙面づくり、そして、ラジオ局においては編集作業ということでおっしゃいましたけれども、先ほど答弁の中でも、こうなるとラジオ局にスタッフがいたとは言えですね、今おっしゃる答弁によるとかなりこれは専門的知識を要した形というふうに私は受けとめたわけですよ、今の答弁を聞きますよね。だから、そこら辺じゃなくていいのかと。ただ、単にラジオ局、新聞社に預けるという

んですか、そこら辺だけの仕事なのかと、アシスタントなのかということを確認したいと思います。

そして、情報収集にしてもある意味ではラジオ、新聞どちらとも同じ形でできるのではないだろうかかと、あえてこういう新聞、ラジオを分けなくてもね、同じ嬉野市の情報ですので、そこら辺のところがちよっと気になる部分があります。

そして、対応飲食店加盟推進ということで、説明会の実施とか加盟推進ということをおっしゃいましたが、これに100万円もかかるのかというふうに私は気になる部分があります。

そして、外国語案内強化ということで、じゃ、外国語の表記、あるいはメニュー、マップと言われましたけれども、そこら辺で入る、入らんは、それぞれ料飲店の勝手かと思えますけれども、そこら辺のところ、ある意味で料飲店との連携をとりながらやっていくということで理解をしいわけていいわけですかね。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

まず、新聞社、ラジオ会社、選定ですけど、これは恐らくプレゼンによる提案型の選考になると思います。それで提案をしていただくということになると思います。

それから、新聞社、ラジオの会社のほうもそれぞれやっぱり専門的な知識を持っておられる方がいいと思います。これはそのような形で応募をさせていただきたいというふうに思います。どうしてもということであれば、先ほど言いましたように、それぞれの会社の専門の社員の方も応援していただくということで条件をつけていきたいというふうに思います。

それからあと、事業内容が同じような格好になるんじゃないかということですけど、それぞれ情報の媒体が違いますけれども、2名、2名、それぞれ連携をとっていただいて嬉野の情報を発信していただきたいというふうに思います。恐らく嬉野のほうに駐在されるということになると思いますので、そのようなお互いに連携をとってしていただきたいと、2名、2名がちよっと数的にどうなのかということもありますけれども、今のところ一応2名、2名ということでお願いをしております。

それから、先ほどの外国人受け入れ、こちらでございませうけれども、一応予定といたしましては、先ほど言いましたように、加盟店の勧誘チラシの制作に10万5,000円、加盟店証を一応100店舗分ということで、1個3,000円の30万円見ております。それからマップ作成が30万円、ホームページで20万円、ほか消耗品等で10万円ということで、合計100万5,000円でございます。

それから、外国語案内強化事業ですかね（発言する者あり）強化事業でですかね（発言する者あり）あつ、それは料飲店組合と申していただいてもいいと思います。

それから、案内強化事業もでしたですかね（「いや、結構です」と呼ぶ者あり）いいですかね。

はい、以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

プレゼンによってされるというふうな答弁がありました、新聞社、ラジオ局で、そういうふうな答弁だとそれ以上のこと言えませんけれども。じゃ、例えば、人件費の分で2名、2名ということになったときに、情報収集の2名と編集業務に当たる2名というのは仕事の内容がもう完全に違って来る、ある意味では編集業務、ラジオの制作にしても、その分はかなり専門的知識を要するというふうになってくると、これが人件費だけで見たとときに大体1人250万円、年間255万円前後の金額になりますよね。そうした場合、金額的に、人件費的に差が出てくるんじゃないかというふうな気がするわけですよ。専門的知識を持った仕事と、情報収集においてはさほど専門的知識なくてもできるというふうに思うわけですよ、そこら辺のところどどのようにお考えになったのかということを経済、確認をしたいと思います。

そしてもう1つは、その方たちが嬉野から完全にラジオ局、新聞社に束縛されての仕事がされるのかと、2名、2名については、その確認。

そして、実は外国人飲食店加盟、それから外国語案内、これだけのお金を使ってどれだけの効果が出てくるのかなというふうなことについては、私は甚だ疑問に思う部分があるんですよ。もうやっていただくことについては構わないわけなんですけれども、もう少し違ったやり方、より効果的な方法というのが見つけれないのかなという気がいたします。

それで、今後については、ここら辺の加盟でその105万円と、約150万円については、もう少し観光協会に委託する際に精査をしながらしていただきたい、料飲店も含めてしていただきたいということだけを要望しておきます。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

人件費、これについてはやっぱり専門的知識がある方がいいとは申し上げました。そういう方をもし雇われるということであれば人件費の差が出てくるかもわかりませんが、うちのほうの算定としては今のところ4名とも同じ額で一応積算はしております。

で、あと提案でございますので、どういうふうな提案をされるか、そこは精査をしていきたいというふうに思います。

それから、嬉野のほうの情報収集の方が束縛されるんじゃないかということでございます

けれども（「新聞局、ラジオ局に行く方がその放送会社、あるいは新聞社に束縛されるのかということ、2名の分。編集業務に当たるとか説明あった分」と呼ぶ者あり）あっ、それぞれの編集（「情報収集の方じゃなくして」と呼ぶ者あり）じゃなくて、それは束縛されると思います。

それからあと、外国人強化のほうの受け入れ体制整備の事業でございます。先ほど御発言がありましたように、観光協会とよく調整を図っていきながらやっていきたいというふうに思います。なるべく効果が出ますように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで第5款、労働費について質疑を終わります。

次に、歳出175ページから196ページまで、第6款、農林水産業費について質疑を行います。

1項、農業費、3目、農業振興費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

8節、報償費について。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、農業振興費の報償費についてお尋ねをします。

これも説明書がありますので、報償費並びに需用費、補助費ということで、主要説明書で質問をさせていただきます。主要説明書117ページでございます。

こちらの農地集約協力金ですね、経営転換、また分散錯圃解消協力金ですかね、2つの項目が補助金にありますけれども、この内容の説明を先にお願ひします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、経営転換協力金、このことについて御説明いたします。

高齢化等の理由で農業をやめた場合や水田の作付等をやめてハウスなど、施設園芸などに転換をして使わなくなった農地等を担い手に貸し出した場合などに交付をするものでございます。この交付金については貸し出す農地面積によって定めてありますが、この協力金を受けるためには農業機械のトラクターやコンバインなどをそれぞれ1台処分する必要があります。

それから、これは中心の経営体ですね、担い手とか、要するに集落営農組合とかに無償で譲り渡した場合は交付の対象になりますけれども、有償で譲り渡した場合には対象にはならないということでございます。また、米など土地利用型の作物を10年間販売しないことも条件になります。

それから、次の分散錯圃解消協力金についてでございますが、これは農地が集まっても耕作する農地がばらばらにあった場合に生産コストの削減につながらないということで、担い手の農地に隣接する農地を貸し出して連担化に協力する農家に対して交付をいたします。この協力金を受けるためには農業をやめたり経営を転換する必要はございません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

承知いたしました。

それじゃ、経営転換協力金については、要するに水田等々をもう基本的にはつくりませんという意思表示をせにゃいかんと、そのために機械を処分するということと米もつくってはいけないということですね、承知いたしました。

それで、この分につきまして、今、農協等々が進めています、こういった農地集約の情報を年に1回ぐらいかな、程度してはいますけれども、そういったところとの情報交流、交換はあるんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

貸し出し農地につきましては、JAの農地利用集積円滑化団体等にすべて取り扱いをゆだねる必要がございます、当然、情報は共有されるものと思われまます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、この分の告知方法と、単年度で入っています、これも10分の10で入っていますけれども、この事業説明の全体計画の中で期間が後ろの分が空白になっていますけれども、これは継続の見込みもあるのかどうか、ちょっと確認をしながら、2点をお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

これは、まだ要綱、要領が4月にできるということでちょっと国のほうからお聞きしてお

りまして、その要綱、要領ができ上がった時点で各生産組合、また、集落営農の代表者の方等、それから担い手農家の方たちを対象といたしまして事業説明会を予定しているところがございます。

以上です。（「はい、承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

2点ほど質問いたします。

うれしのの農業応援の店支援というやつとブランド野菜づくりということでお尋ねをしますが、まず最初に、うれしのの農業応援の店支援、これはどの程度の地元産を使えばいいのかというその規定ですよね、利用率の規定、それから、PRというのは一応プレートの掲示というふうに説明をされておりますけれども、プレート掲示のみと考えてよろしいのでしょうかということです。

労働諸費との関係というのは、先ほどから労働諸費のほうで質問等、また、答弁等もあいよったわけなんですけれども、私がお尋ねしたいのはですね、結局、ラジオであるとか新聞であるとか、あるいは外国人観光客の受け入れ体制の事業とか3項目ほどあるんですけれども、結局、嬉野の温泉、あるいはいろんな嬉野の特産品関係をPRするという中で、うれしのの農業の応援、嬉野の地場産のやつを結局、PRするということに関しては一緒だと思うんですよね。ですから、お尋ねしているのは、労働諸費の中で3項目ほど取り組まれますけれども、結局、これとの連携で何か考えられる点があるのかということでお尋ねをしたいという点です。

次、ブランド野菜なんですけれども、23年度から取り組まれてことしで2年目ですかね、3年目になりますかね、で、おおむねの品種は決まったのかどうかということと、25年度以降についての計画はどうするのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

まず、うれしのの農業応援の店の事業についての御質問にお答えいたします。

これについては、要綱等を今策定して議会が通れば、御同意いただければ4月1日からの施行を予定しておりますけれども、要件といたしまして、市農産物を使用した料理等を少なくとも1品以上使用されていることというこの規定を予定しております。

それから、2点目の件でございますが、認定をされた店のPR方法については、プレート表示のほかに市報への掲載やホームページ等での紹介、宣伝等を予定しているところがございます。

それから、労働諸費との関係についてでございますが、この分については、ただいまのところちょっとまだ考えておりませんが、事業内容等を精査いたしまして検討をさせていただきたいと思っております。

それから、うれしのブランド野菜づくり事業についての御質問でございますが、現在のところ、品種につきましては、嬉野地区で昨年より本格化をしておりますブロッコリーでございます。25年度以降につきましても研究会等は引き続き実施をしたいと考えております。

また、野菜のブランド化を目指す生産組合への苗代の補助についても引き続き実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

応援の店について再質問しますが、2品以上ですね（「1品」と呼ぶ者あり）1品以上ですか（「はい」と呼ぶ者あり）1品以上使うということは一つのルールということですね、ちょっとなかなかその1品というのが本当に地元産のこの応援というやつと、やはりリピーターへの、何といいますか、強いPRにつながるかというのがちょっと悩むところではございます。できれば100%というのが理想なんでしょうけれども、理想はですね。ですから、お店の中の1品というところで果たしていいのかどうかということが私はちょっと疑問点があるんですよ。

というのは、やはり地元産という大きな看板を出すわけですよ、言い方をかえれば、プレートに載せてですよ、ここのお店は地元産の材料を使っていますよということでPRするわけでしょう。言い方をかえれば何種類でも使う、5種類、6種類の材料を使う中で1品しかなかったというのは果たしてそれが地元産の食材を使った料理なのかとか、そういうふうになんかちょっと考えてしまうところもあるわけですよ。これから要綱の制定に向けて動くということですので、再度そのあたりの御検討をして、言い方をかえれば消費者に対するPRが逆にちょっと首をかしげるような形になっても困ると思うんですよ、逆にクレームが来ても困ると思うんですよ、やはり全体の中でせめて3割とか4割とか食材を使っているとか、そういうふうな形であれば全然また違うと思うんですけど、1品となればその使い方では全然違うと思うんですよ。ですから、もうちょっと御検討をさせていただきたいと思っております。

また、市報ホームページのPRというのは従来どおりのPRだと思うんですよ。ですから、先ほど観光商工課長のほうにはこのときに聞きますということで取り下げたわけですが、労働諸費で取り扱うラジオとか新聞、あるいは外国人観光客受け入れの事業の中で、これからまたいろんな協議をされると思うんですけど、この中で私はこういうふうな地元産のやつを取り上げていただければ、そのほかにもいろいろありますけれども、こういう事

業はやっぱりこういう事業でというふうなところで取り上げていただくことによって物すごく相乗、お互いの効果が出るんじゃないかなという気がするわけなんですけれども、観光商工課長としてこのあたりの考え方だけお尋ねをしたいと思いますし、農林課長のほうには制
定についてお考えをもう一回聞きたいと思います。

ブランド野菜につきましては、ブロッコリーということで決められたということですので、これは、やはり嬉野の特産として仕上げていけるようにしっかりサポートのほうはお願いしたいということで質問だけはしときます。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

先ほどの事業説明いたしましたけれども、いろんな情報をぜひ載せていきたいと思いますので、ちょっと予算が通りました後は各課にもそういうふうなお願いしているいろんな情報をちょっと載せていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

先ほどのうれしのの応援の店についてでございますけれども、まず、先ほど1品以上ということで、答弁いたしますけど、基本的には食材を1種類以上使っていただきたいと、例えば、大豆とか米とか野菜とか、そういう食材を1種類以上使っていただきたいというのが私どもの考えでございます。ただ、まだ要綱そのものはつくっておりませんので、その辺、御意見であれば、今後もうちょっと検討させていただきたいと思います。

それと、基本的にはもう御承知と思いますけれども、そういうことを掲示することによって農業者の方も飲食店に行っていただくと、飲食店の方も農業者の方に来てもらうことによって、その地元産を使っているということで観光客に対してもPRができるんじゃないか、それから制作についても福祉施設を利用させていただくと、それと鍋野和紙をついでに宣伝もできるというふうなことで一石四鳥ねらいの、ちょっと小さい事業ですけれども、そういうことも一応考えてしたところでございます。

以上でございます。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほど来、うれしのの農業応援の店の御説明を聞いて、何というんですか、どう質問していいのか非常に戸惑う分がまずあるわけなんですけれども、確かに手すき和紙、鍋野和紙宣伝するのもいい、そしてまた、嬉野の農産物を利用することのPRもしなければならない、そのことは十二分に私も理解しているつもりなんですけれども、ただ、ここにフレームを使って和紙を張ってすることで果たしてどれだけの効果が出てくるかということについては、先ほど部長は一石四鳥等と申されましたけれども、私はもう少し違ったやり方をしたほうがいいのではないかなという気がしてなりません。例えば、前回のときに理美容組合のフォローというふうなことの予算もありましたけれども、だからここでね、この手すき和紙、木製フレームを使ってうれしのの農業応援の店支援事業、このタイトルはいいんですけれども、もう少し違ったやり方の予算づけができなかったのかという気がしてなりません。まあ、これ以上言いません。とりあえず、市長そういうことについてどう思いますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、それぞれ担当が御説明しましたけど、基本は嬉野のいわゆる旅館、ホテル、飲食店等で地元産の農産物を使っていただくということでの考えでございますので、もちろん急にはなかなか普及しないと思いますけれども、既に大きな旅館さんあたりではお米とかお肉とか、実際、もう小さなリーフレットをお客様にお配りもしておられるわけでございますので、そういう点ではこれから品数がふえていくようにやっぱり農家の方とも話をしていかにやいかんと思いますし、また、旅館の皆さん方とも協議をさせていただいて、基本はそういうところで組み間違えないようにしっかり指導をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今の市長の答弁についても、もう言いませんけれども、先ほど部長は金額的には小さい金額と言われましたけれども、その130億円から見れば微々たるもんかもしれませんが、普通の感覚からすれば、これは100万円なんですね、かなり大きな金額なんですよ。微々たる金額でも何でもない。100万円というお金は私どもにとっても非常に大きいお金ですし、お役所的感覚からすればそうかもしれませんけれども、だから、もう少し予算の使い方について検討をしていただきということだけ要望しときます。答弁要りません。

○議長（太田重喜君）

いいですかね、はい。

次に、19節．負担金、補助及び交付金について。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、今の分の中で、こちら主要説明書にありますんですけども、青年就農給付金事業についてお尋ねをいたします。こちら説明書のページが118ページで質問いたします。

こちら県支出金の10分の10ではありますけれども、準備型と経営開始型と2タイプがあります。いずれにいたしましても、今後の農業後継者の育成、やっぱり今からの一つの農業経営的には有効の手段じゃないかと思っておりますけれども、こちらにつきましても単年度でそれぞれ計上されておりますけれども、おしりの年度が入ってありません。これについても単年度では非常に厳しいんじゃないかなと私なりに思うんですけども、今後の計画をこれに基づいてどうなさっていくのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

青年就農給付金事業についてでございます。まず、経営開始型の場合について御説明をいたします。

これは、地域農業の将来像を示す地域農業マスタープランで地域の中心となる担い手に位置づけられることが条件でございます。ただし、年間の所得が250万円を超えた場合は支給が終了いたします。それと準備型の場合につきましては、地域農業マスタープランでの位置づけは必要ございませんけれども、県が認める農業の研修機関や先進的な取り組みを行う農家のもとで1年以上、年間で1,200時間以上研修する必要があるございます。この分につきましては、国のほうから県を通じ申請者へ直接支給をされるようになっております。

それと、継続については、これにつきましては国が掲げた事業でございまして、単年度事業ではないと考えられます。先ほど申しましたように、まだ要綱、要領等が制定できておりませんので、確実なところは申し上げられませんが、これは平成32年を目標に政府が目標を掲げております自給率の向上達成、50%達成に向けた施策でございまして、単年度事業とは考えられないということで答弁をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

概要、承知いたしました。

この中で、この募る中で案内の方法と、もう1つ、準備型の分の中ほどに先進農家とあり

ますけれども、先進農家というのはどういったことを示されるのか、それもある程度集約させて案内をかけられるのかお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

先進的な農家につきましては、やはり地域担い手等の認定を受けられたり等によります、いわゆる先進的な農業をされているところだというとらえ方で結構だと思いますけれども。

（「認定農家じゃないところは」と呼ぶ者あり）はい（「認定農家じゃない」と呼ぶ者あり）いや、認定農家で（「農家という意味ですか」と呼ぶ者あり）はい、そういうことです。（「承知しました。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）はい。

次に、辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

179ページ、西九州地域鳥獣被害防止対策協議会、これの構成のメンバーと事業の内容について、まずお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

この協議会につきましては、佐賀県、長崎県、両県を含みます、まず、佐賀県につきましては、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市と嬉野市、有田町、それから玄海町ですか、1県5市2町、佐賀県につきましては。長崎県側につきましては、長崎県、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町で、1県2市3町でございます。合計の2県7市5町の14団体で構成をしております。

事業内容につきましては、当嬉野市では、平成21年度に箱わなを10基、それから22年度に同じく箱わなを20基購入しております。それから、22年度につきましては、実証実験といたしまして、山本川内の道路にグレーチングを、横断のグレーチングの設置をしております。また、広域イノシシ対策用のシステムも平成22年度に導入をしております。23年度につきましては、これが国庫事業に変更になりましたので、市協議会での箱わな購入に対しての補助となりましたので、事業は実施をしておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

以前も一般質問の中で質問したんですけれども、要するに山を介して隣接している市町村、長崎県と、そういったところで、協議会の中で防御に対しての考え方も統一が必要なんですけれども、捕獲に対しての温度差があるということで一般質問をしたことあると思いますけれども、そういった捕獲についても意志の統一をしていただきたいなということで協議会の中で御提案をいただければと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

今後はそのように協議会の際に御要望等は上げていきたいと思えます。

以上でございます。（「もう次んと行ってよかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、はい。

○1番（辻 浩一君）

続きまして180ページ、うれしの産うまかもん給食支援事業についてですけれども、これは地元の業者に発注されると思えますけれども、その発注の方法と時期はどういったことでされているのかお尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

うれしの産うまかもん給食支援事業につきましてもの御質問でございますが、まず、地元への発注の方法、時期でございます。

塩田の学校給食センターにつきましては、発注方法については、年度当初に塩田農産物直売所の方と協議をしまして、納入実績等と年間に生産される食材の見通しを含め献立等の計画を立てて実施をしております。それから、発注時期につきましては、実施をする月の前の月の20日までに注文を依頼しております。

それから、嬉野学校給食センターのほうでございますが、こちらのほうは発注方法を商工会が事務をなされております物資納入組合から市内の物産館等に一括して注文をしてあるとお聞きしております。米と大豆につきましては、JAに直接注文をされているそうでございます。時期につきましては、給食1週間前が平均な注文時期ということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

一番気になったのがそこなんですけれども、給食に使う、ある程度の量が必要だと思えますけれども、塩田の前が1カ月前、嬉野が1週間前ということですけど、作物はそんな短期間でできるわけないので、使う時期を決めてそれ以前にですよ、委託みたいな形で注文しないと数がそろわないと思うんですよ。現実、一生懸命集めて形が合わなかったのをはじいて残りは市場からの仕入れになっていると思います。

そういった意味ではですね、これが給食費の支援になっているということも十分わかりますけれども、うれしののうまかもん給食の趣旨とはちょっと違うかなという感じがするんですけれども、いかがでしょう。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

確かに不足する食材については、市内の八百屋さんとかそういうふうなところから仕入れをされているとお聞きしております。ただし、その食材につきましても地産地消を目途にしておりますことでございますので、そちらのほうから嬉野産の食材を提供されているものと思いますが、ちょっと私はそこまで把握ができておりませんが、申しわけございません。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

基本的には我々も食材提供と言いながら、実のところ給食センターの試食には行きますけど、実際、そこいら辺の深く突き詰めた事務打ち合わせを多分やっていないと思うんですよ。

それで、ちょっと担当のほうには詳しくは聞いておりませんが、今おっしゃったように、その辺の調達時期の問題とか、その辺については準備を周到にすればできると思いますので、その辺につきましては、今御発言のとおり調整をさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

辻議員。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に、西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

農地プランはいつごろだろうかということでお尋ねしたいと思いますが、これは24年度の農水省の新規事業ということで上げられております。嬉野市も今回150万円計上をされておりますけれども、先ほど山下議員の質問の中では国がまだ策定をされていないというふうなことを言われましたけれども、もう先進地におきましては、これは動いているんじゃない

かと私は思っておりますが、そこのあたりを1点答弁を求めたいと思います。

そしてもう1つ、本市における嬉野市の中心たる経営体、個人、法人、集落営農というふうなことでありますけれども、件数的にそれぞれ何件ぐらい、この経営的中心の経営体に依存するのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、これは農地プランの問題ですけれども、あわせて農地集積協力金についてなんですけれども、项目的によろしいですか、まずその点から、農地プランのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

今年度より、先ほど申しましたように、国の要綱、要領等がまだ策定ができておりません。話によれば4月に制定がなされるということを県のほうから聞いております。そこで、私どもにつきましては、その要綱、要領等の定めがありましてから、正式な情報等を我々も認識をしました上で地元の方に、関係者の方お寄りいただきまして説明をしたいというふうにて考えております。太良町におきましてはですね、1回そういうふうな事前の説明会はやったということはお聞きしております。以上でございます。

組織の数につきましては、集落営農組合が23年の4月の段階ですが、17団体、それから法人経営が2団体、それから認定農業者が96名でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

お諮りいたします。議案質疑の途中でございますが、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ17時30分まで延長いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を17時30分まで延長することに決定いたしました。

それでは、議案審議の議事を続けます。

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、プランの農地プランについては、ある一定理解したけれども、もう1点、本市としては、おおむね2年以内にというふうなことで情報等々には載っておりますけれども、いつごろからこのプラン作成を地域で行って、いつごろまでで完了したいという計画があるのか、その点求めたいと思います。

そしてもう1つ、地域集積協力金というふうなことまで、あわせて質問をいたします。

この地域集積協力金につきましては、面積に応じて30万円、50万円、70万円という高額な給付金が、協力金が交付をされます。その中で、まず1点質問したいのは、現在利用権を設定されている農地が期間内に満了した場合、新たに農業委員会などで利用権設定をされていた場合についてのこの対象になるかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、協力金をもらうためには先ほどの質問でもコンバインとかトラクターとか田植え機をそれぞれ処分せにゃいけないというような要件がありますが、課長は1台と言われましてけれども、これは3台処分しなければいけないと私は理解しておりますが、そこらあたりを確認させていただきたいと思います。

あわせて、この処分した部分については、実施主体は市でありますので、このコンバイン、農機具関係についてはどのような処分をされるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

そしてもう1つ、24年度には面積的には150万円の金額を計上されておりますけれども、どれくらい計画をされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

時期については、今の段階ではことし、24年度につきましては、まずモデル地区を選定いたしまして、そこである程度モデルのケースをつくりまして、それから地域に広げたいというふうな考えを持っておりますが、その場合ほかに先進的な地区がありましたら逐次対応をしていきたいと思っておりますけれども、今年度につきましては、あくまでも今の段階ではモデル地区を1カ所設定させていただいて進めていきたいというふうに考えております。

円滑化団体を通じての利用権設定の件ですが、これはもう既に利用権を設定されているところは対象にはならないというふうなことでございます。

それから、次の御質問の農機の、私それぞれ最低1台ということで御答弁をしたつもりでございますが（「そうね」と呼ぶ者あり）はい。それで、あと処分につきましては、各自で御処分をしていただくということになります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

3回目です。そいけん、それぞれ先ほどから集落営農施設とか、あるいは法人、それから認定農業者の数々を言われましたけれども、そちらに集積をしなければならないですけれども、その説明会に当たっては24年度から実施されるわけですが、この集落に当たってのやっぱり徹底的な議論をしなければならないというふうなことを明記されておまして、その中

では約3割の方は女性を入れなければならないというふうなことでありますけれども、そのあたりの対策についてはどういうふうに地域に広報活動をされるのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後4時53分 休憩

午後4時53分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

地域女性の3割を採用というふうな、これは地域マスタープランが作成された後に審議会等で審議をなされますけれども、その審議会のメンバーが女性は3割をということで設定をされております。

以上でございます。（「地域に広報活動は」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

課長続けて。

○農林課長（中島憲郎君）

恐れ入りました。お答えいたします。

地域の広報につきましては、先ほども申しましたように、生産組合員の代表者等、それから集落営農組合の代表の方、また、認定農業者の方等を御参集いただきまして説明会を地域のほうに御連絡をしたいというふうなことで考えております。

以上でございます。（「次の項目よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

はい。西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、青年就農給付金についてお尋ねをいたします。

この給付金の取り組みについては、45歳以下の方が新規就農をされるというふうなことで交付金が1年間に150万円というふうなことで来るわけです。そういう中で、先ほど質問の中でも準備型と経営開始型というふうなことでありますが、先ほどの答弁の中では、準備型に当たっては約1年間で1,200時間の研修をしなければならないというふうなことで、先進農家にあってもやはり研修をするわけですが、先進農家については10万円が月給付されますけれども、これがお一人で1日5時間、月20日間研修をして1年間に1,200時間という

ふうなことになります、その研修の場所に当たってはハウス園芸とかそれぞれの研修場所がありますけれども、水田を活用してその新規就農になりたいという研修はどこのほうでいいのか、毎日毎日ですね、1日5時間も幾らも働けるという今の水田の時間帯は組み合えないかなと私は思っておりますけど、そのあたりをまず質問をしていきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

青年農業者育成センター等で研修は行われるものと思われま。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

青年の育成センターとなれば県で言えば県の農業大学のあたりですかね、そのあたりでも研修としては認められるというふうなことで書いてありますが、そのあたりはどう解釈をしていいのかわかりませんが、今後勉強の課題とさせていただきたいと思っております。

そして、経営開始型というふうなことでありますが、5年間で新規就農された方は最高5年、150万円ずつ来て750万円来るというふうなことで言われておりますが、これが夫婦45歳以下の方が就農された場合についての給付金は幾らぐらい来るのか、その点お尋ねしたいと思います。

あわせて、これは24年度の新規事業であります、20年度の4月以降についても対象になるというふうなことで言われておりますが、そのあたりの確認を求めたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

まず、御夫婦で新規就農をされた場合には1.5人分が支給をされることになっております。それから、すみません、もう1つの御質問何やったでしょうか（「20年4月以降に新規就農された方」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

その就農された年度から支給ということになりますので、そのようになっています。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

これはね、先ほど担当課長言われましたけれども、夫婦は1.5人というふうなことで、ちよつと私も情報聞いておりましたけれども、再確認のために質問をさせていただきました。

あわせて、これは親元就農というのがありますね、親元就農というものは自分の親が農地を耕作して、全部すべて名義になっておまして、その子どもがよそから45歳未満の方が帰ってきて引き継いだということについても、この150万円の対象にはなるといいますけれども、この要件について説明を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

親元就農でも対象となるかというとの御質問でございますが、まず独立をしないと支給はされません。ただし、親元で就農をされて5年以内に親のほうから経営を受け継いだ場合や作目を分けて、帳簿等を分けて独立した場合には支給はなされます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じ180ページの負担金、補助及び交付金の中のブランド確立条件整備事業の内容についてお尋ねをしたいと思います。

説明資料でいきますと、機械導入に要する経費の10分の1、限度額100万円とあります。で、次のほうに行きますと機械利用組合導入等支援という項目におきましては、コンバイン60万円、トラクター40万円、田植え機20万円、乾燥機20万円を上限とされております。そうなったときにこの100万円の機種というものがどういうものに当たるのか、そして、ここでの上限がこれだけ決めてあるわけですが、どういう根拠の中でこのブランド確立と利用組合の差が出てきているのかという点について御説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、このブランド確立条件整備事業につきましては、集落営農組織が対象でございますが、限度額100万円の対象機種でございますが、コンバインの5条から6条刈り以上のコンバイン、それから、トラクターの100馬力以上などがございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、やはり機械利用組合とのこの金額の差というのは、要は面積の差と考えてよろしいんですかね。その集落営農というのはわかるんですよ、この資料の中に、結局、集落営農組織の農業機械設備について、国、県等の事業採択をされない場合というふうに説明書は書いてあるわけですよ。ですよ、そして、その次の次のところに行ったところに機械利用組合の説明を書いてあるわけですよ。ですから、その面積によってその限度額が変わってくると思うんですけども、その理由をお尋ねしているんですが。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

国が定めました営農組合の基準がございますので、それに該当するもの以外が機械利用組合ということで認識をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

はい。

○農林課長（中島憲郎君）

恐れ入ります。追加で、規模が小さい面積で、国の基準よりか小さい面積が対象ということでございます、機械利用組合に対しては。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。基準面積の違いでこれだけ差ができたというふうに理解をするわけですが、そういう中で、利用組合について今度新たについたんですかね、この補助金は機械利用組合、新規ですよ（「はい」と呼ぶ者あり）そうなったときに、補助金要綱でどのあたりを見ればいいのかちょっとわからなかったんですよ。すみませんが、この補助金要綱の何ページを見ればこのあたりが載っているか教えていただけますか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

機械利用組合のほうを（「両方、ブランド確立のほうも」と呼ぶ者あり）ブランド確立条件整備事業につきましては、補助金要綱に制定をさせていただいておりますが、機械利用組合につきましては、今度の新規でございます。で、この予算成立後に4月1日施行で考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

お諮りします。議案質疑の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時6分 延会